

参議院社会労働委員会会議録第十一号

昭和四十六年五月六日(木曜日)
午後一時二十五分開会

委員の異動

四月二十三日

辞任

丸茂 重貞君

二木 謙吾君

江藤 智君

四月二十七日

辞任

山下 春江君

五月四日

辞任

櫻井 志郎君

五月六日

辞任

玉置 和郎君

山本 杉君

徳永 正利君

横山 フク君

補欠選任

横山 フク君

山本 杉君

玉置 和郎君

補欠選任

櫻井 志郎君

補欠選任

山下 春江君

補欠選任

山崎 竜男君

星野 重次君

上田 稔君

永野 鎮雄君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

林 虎雄君

上原 正吉君

高田 浩連君

小柳 勇君

渋谷 邦彦君

委員

上田 稔君

永野 鎮雄君

星野 重次君

山崎 五郎君

国務大臣

労働大臣

政府委員

総理府人事局長

労働省労働基準局長

労働省労働基準局長

労働省職業安定局長

建設省住宅局長

事務局側

常任委員会専門員

中野 武夫君

宮崎 清文君

岡部 實夫君

藤田 正勝君

住 榮作君

多治見高雄君

山崎 竜男君

山下 春江君

佐野 芳雄君

小平 芳平君

喜屋武眞榮君

野原 正勝君

○委員長(林虎雄君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、玉置和郎君、山本杉君が委員を辞任され、その補欠として山崎竜男君、星野重次君がそれぞれ選任されました。

○委員長(林虎雄君) 勤労者財産形成促進法案を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

【委員長退席、理事上原正吉君着席】

○小柳勇君 この前佐野委員が質問いたしましたので、なるべく佐野委員の質問とダブらないように質問していきたいと思っております。

まず第一点は、この制度がこれから発足するわけですが、この制度は、勤労者の有産化計画として、今後の労働行政の重点課題、重点的な柱であると考えてよろしいかどうか、大臣に御答弁願います。

○国務大臣(野原正勝君) この法案は、御質疑のとおり、まさしく勤労者の方々の財産形成をしていくという制度で、勤労者の方々の豊かな生活の実現に向かって将来大きく役立つものであるかと、そう信じて提案したものでございます。

○小柳勇君 もう十数年前から、労働者の持ち家制度なり、財産形成の問題が論じられてまいりまして、今日まで目の目を見なかつたのであります。が、今回いろいろ問題があつたように聞いておりますが、労働省としてこれをこの国会に出されたその背景なり、今後いかような方針で勤労者の財産形成を進めていこうとされておられるのか、大臣の見解をお聞きたいいたします。

○国務大臣(野原正勝君) この法案の提案に至る経緯は、十分御存じのとおりだと存じますが、勤労者の生活の安定をはかるために労働条件の改善、所得の向上、生活環境整備等、社会資本の拡充、社会保障の充実等の諸般の施策を総合的に実施してまいることが肝要であることは言うまでもないことではあります。これらの基本的な施策の必要性をこの法案はいささかも否定しておるものではございません。ただ、勤労者の生活の安定、向上をはかるためには、これらの施策の充実と相まって、賃金の上昇の部分について、賃金水準の上昇が立ちおくれの著しい勤労者の資産の充実をはかることが必要であるということを考え、同時に、こうした観点から勤労者がみずからの努力に

よって資産を保有することを国が援助して、事業主の協力を相まって、より豊かな安定した勤労者生活の実現をはかつていこう、こういうものでございまして、これは勤労者の生活のために必ず役立つものではなからうかと、このように考えております。

○小柳勇君 少しこまかい問題を御質問いたしますから、局長なり賃金部長から答弁してもらいましょう。

まず、勤労者ということばを使つてあります。以前は、十数年前、たとえば石田博英大臣などは、労働者の財産形成ということばを使つておりました。労働者にいたしましては勤労者にいたしましてはいいんですが、国の統計で労働人口というものがあつた。この勤労者財産形成という、その勤労者ということばの中にはどういふものを考えておられるのか、階層なりあるいは生活の環境なりいろいろあることを御説明願います。

○政府委員(岡部實夫君) 御指摘の勤労者の定義でございますが、これは法律案の第二条に定義を置いてございまして、勤労者は「職業の種類を問はず、事業主に雇用される者」したが、いまして事業主との間に雇用関係のある者はすべてこの法律の対象として勤労者として取り上げてまいりました。そこで、ことばとして勤労者ということばを使い、ましたのは、労働者ということばと内容的には異なるものではございませんけれども、私ども、労働者という、とかくいわば筋肉労働者といふ意味で、生産労働者といふものに限られるような印象を与える向きもございまして、むしろこの際ブルーカラーもホワイトカラーもすべて含めました広い形の、すべての労働者を含むんだという意味で勤労者ということばを使つたわけでございます。

て、したがって雇員関係にあるものはすべて労働者としてこの法律の対象にしたい。したがって逆を申し述べると、単なる家族労働者あるいは家事使用人という形で雇員関係にないものは抜けてまい、こういうことですべての雇員関係にある者を含めるということでおる次第でございます。

○小柳勇君 そういふところが問題ですが、たとえば大工の一人親方がおられる。その人が建設労働組合などの組織を結成して、そしてその組合がたとえば労働金庫に加入する。その建設労働組合の組合員というのが労働金庫の一員になったとする、そうするとその人は勤労協などを通じて自分の家を建てることのできる、あるいは家内労働者をしておる奥さんが——近い将来家内労働者の組合などをつくらなければならぬですね。そうして自分の生活を守る組織ができると、その人もその組合を通じて労働金庫に加入するとする、あるいは何らかの団体を組織してこの持ち家制度などをつくらうとする、その場合に、その人は雇用者ではないわけですね、雇われていませんね。自営業者の部類に入るが、そういう人も含むのかどうか。まずそれ一つお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(岡部實夫君) 先ほど申しましたように、労働者は事業主に雇用されるという雇員関係を前提としておりますので、たゞいま御指摘の雇員関係のない独立自営という方については、この法案は、直接対象に取り上げてはおりませんわけでございます。そこで、そういう点につきましては、たとえばいま御指摘のようなことは、そういうようなものも現実には含まれておられますが、実はいま御趣旨と拝察するわけでございますが、実はその問題についていろいろの過程におきまして討議をいたしました。この法律は、まず労働者に対して一般の人と別な、特別な援助措置を考へていくというのを基本として考へておるわけでございます。その意味で労働者の範囲を明確にしていくなければ、そういう意味で、労働者は雇員関係にある者に限るのだということにいたしま

せんと、労働者に対する特別な措置を講ずるといふことの性格がいまいになつてまいることがございます。このスタートにおきまして、その問題については、少なくとも明確に雇員関係にある者に限るといふことにしてこの特別措置を講じていくということにすることが特別措置を講ずる上においてもその対象なり、考へ方がはつきりすると考へたわけでございます。現在御提案申し上げておるこの法案におきまして、そういう意味で、スタートにおきましては少なくとも雇員関係にある者と第一義的に取り上げていく、こういう関係に相なつておるわけでございます。

○理事(上原正吉君) この際、委員の異動につきまして御報告いたします。

徳永正利君及び横山フク君が委員を辞任され、その補欠として上田裕君及び永野雄雄君が選任されました。

○小柳勇君 そのところからすぐ問題になるわけですね、一人親方も事業主はあるわけですね、その建設業者から雇われるようになっておる一人親方も。だからいままで日雇い健保などが擬制適用をされたのもそういうところに根拠があるわけですね、まあ擬制適用はいまありませんけれども、また家内労働者なども、これはちゃんと委託する業者があるわけですね。たとえばおもちやな

らおもちやをつくるというわけです、その業者がパートタイムの奥さんに事業を委託するわけですね。そういう人を労働者の範疇から除くということ、これは、今後具体的に困るのじゃないかと思ひます。確認いたしますが、この法案でいま労働者といふのは、明らかに事業主に雇われている労働者、いわゆる被用者ですね、だけしか含まれておらぬのかどうか、もう一回ひとつはつきりしてもらひたい。

○政府委員(岡部實夫君) 労働者と申している中には、雇員関係のない方は入つておらないということになつております。それはこの法案の全体の立て方が、雇員関係にあつて賃金、給料その他の報酬を得てそれで生活をしておるという方について、その賃金の一部を財産形成貯蓄をする場合の恩典ということに基本的な仕組みをいたしておりますので、したがって、いま御指摘の点につきましては、この法律の労働者の中には、そういった者は含めておらないということになつておるわけでございます。

○小柳勇君 そうしますと、いま日本の統計の労働人口と、それからいまだな方がこの法律で規定をしておる労働人口との比率はどのようになりますか。数字で御説明願ひましょうか、概数でいいから。

○政府委員(藤澤正勝君) ただいま正確に手元に統計がございませんが、御承知のように、日本の就業者は大体五千万人くらいでございます。そのうち雇員労働者が約三千万人ちょっととこえておると思ひます。あとは自営業者でございますが、自営業の大部分は、農業に従事している方が非常に多いわけですね、五千万のうち自営業が約一千万、家族従業者が約八百万、雇員労働者が三千二百万というくらいの割合になつておるわけでございます。

○小柳勇君 その雇員労働者三千二百万といふおっしゃいましたが、その方たちは、この法律の対象になりますか。

○政府委員(藤澤正勝君) この法律は、ごらんいただいておりますように、民間の労働者だけではないでございます。国家公務員、地方公務員すべて含んでおります。

○小柳勇君 その三千二百万の雇員労働者以外、私がさっき申し上げましたような一人親方とかあるいはパートタイムの奥さん方とか、そういう方がどのくらいあると推定してありますか。

○政府委員(藤澤正勝君) 先生先ほど来御指摘の業種でございますが、たとえば一人親方は、一応類型として三千二百万の雇員労働者ではなくて、一千万の自営業者に分類されるわけでございます。しかし、先生先ほどお示しのように、そういった一人親方も時に応じては、自分の施設ではなくて建設現場等で雇用されることがあるわけでございます。そうすると、その時点で雇員労働者になる。したがって、統計をとりまします場合には、統計調査の期間によりまして、主としてどちらの形態に属しているかということによって分類されるわけでございます。御指摘のよう

に、一人親方につきましては両方の形態がある。そこで、雇員労働の関係を立つ限りにおいてはこの法案の対象になり得るわけでございます。

それから、いまおっしゃつたパートタイム、これは間違いなく雇員労働でございますので、当然この対象になる、かようなわけでございます。

○小柳勇君 パートタイムなどは、この法案の対象になるということですね、局長が言われたのは少し違つたようだけれども、それは両方とも異議ございませんね。

○政府委員(岡部實夫君) 私の説明が少し足りなかつたかと思ひますが、食い違ひはございませんで、パートタイムとしての雇員関係にある者は、それは含まれる。

○小柳勇君 わかりました。あとの金融機関などの問題にたがひがあるから確認しておきまして、早速そういう問題が出てくると思ひますから。

それから次は、これは抽象論になりますけれども、労働者の生活安定といふものは一体どういうものであろうかといふことを考へてみまして、この法律で考へている労働者の生活安定といふのは一体どういうことを志向しておるか。たとえば財産の程度もありましようし、生活の水準もありましよう。したがって、まず論議されたものがあれば一べん御説明を願ひます。

○政府委員(岡部實夫君) 生活安定と申しますものは非常に広範なものを含んでおりまして、もちろん直接にはそれをもつて生活を主としております賃金そのものが考えられる。賃金によって生活している勤労者でございますので、賃金が当然適正な形で支給されるべきである、それによって生活の安定が得られる。さらにそれを取り巻くいろいろな問題、労働環境の問題あるいは老後の社会保障の問題、あるいは災害その他におきます災害補償の問題等々、非常に広範なものが考えられるわけでございます。

そこで、ただいまこの法案が対象としたしておりますのは、そういったような問題を直接ここで対象としておるわけでございまして、勤労者の最近の生活の実態を見ました場合に、賃金その他が相当経済成長の過程の中で上昇を遂げてまいっておりますけれども、それと比較いたしまして、相対的に見るとのしている面あるいは立ちおくれしている面というのはいわゆる勤労者にとりまして財産の問題、この財産の問題はあるいは預貯金の問題という形でもありますし、さらには生活費そのものに密着いたします住宅の問題、特にこの資産及び住宅につきましては非常に立ちおくれが目立っているということでございまして、私どもとしては、そのほかの労働条件、賃金の上昇も当然今後とも経済の発展に応じて考えられなければならないけれども、それと同時に、いま立ちおくれしている面について何らかの施策を講じなければならぬ、それが勤労者の生活安定をはかっていくゆえであるということで、その意味の財産及びその中の住宅の面に焦点を当てまして、この財産形成促進法案におきましては、勤労者がみずからそういう財産を持つようとして努力をしている向きに對しましては、国が事業主に、あるいは地方団体等の協力も得ながら十分それに対して援助体制をとっていく、そういうことが生活の安定に資していくというふうに考えたわけでござい

○小柳勇君 財産ですから、動産、不動産でしようが、いま預貯金というのは動産、それから財産は不動産でありましょう。ほかにまだありますよ、着物の問題もありましょうし、食生活の問題もあります。それは一応除いておきまして、預貯金などの現状ですね、勤労者財産形成をするといわれる、その現在の勤労者の預貯金の現状について御報告願います。

○政府委員(岡部實夫君) 総理府統計局の貯蓄動向調査によりまして、勤労者の世帯の貯蓄保有額が出ておりますが、これによりまして、昭和四十四年で、勤労者一世帯当たり貯蓄保有額が百二十九万九千三百円ということに相なっておりますわけでございます。

○小柳勇君 少し細かくなりますけれども、階層別に預貯金の状態なり財産の状態などを調査されたことがあるのか。また、将来、この財産形成促進法ができる以上、どのくらいにこの勤労者の財産が貯蓄されていくかという推移を国会にも報告しなければならぬと思うが、現状と将来の構想について報告を求めます。

○政府委員(藤澤正勝君) まず現状につきまして私から申し上げたいと思ひますが、貯蓄の保有額につきましては、ただいま局長から申し上げましたように、貯蓄動向調査によりまして、昭和四十四年には、勤労者一世帯当たり百二十九万九千円の貯蓄がございまして、階層別にさういったものが出てくるかということでございますが、同じく貯蓄動向調査によりまして、これを五分位の階層に分けてやっております。そうすると一番低い階層に、第一五分位でございまして、この貯蓄保有額が四十七万一千円、それから一番高い第五五分位のところで二百一十二万一千円というようになっています。それから同じく資産の中で、この法案は特に持ち家をあげておるわけでござい

すが、これも階層別に数字が出ておまして、たとえば四万円未満の月収の階層では持ち家比率は四〇・七％になっている。ところが、ずっと高いところの十四万円以上の月収のところは七三％程度になっている。以下、月収の階層別に持ち家率が出ております。細かくは、先生何でございまして、資料で御報告を申し上げたいと思ひます。

○政府委員(岡部實夫君) 後段の御質問の点でございますが、この法律の運用にあたりまして、私ども、第四条の「勤労者財産形成政策基本方針」、これをつくり、その方針に基づいて今後この政策を執行していくということに相なっているのではありません。

そこで、その基本方針の中身は、この四条の第二項に掲げてございまして、「勤労者の財産形成の動向に関する事項及び勤労者の財産形成を促進するために講じようとする施策」に関するものと、大別してこの二つの事項を基本方針で明定をいたしました。それに基づいてやっております。この基本方針を定めるにあたっては、財産形成審議会の意見を聞いてやっております。ことにいたして

おります。その基本方針の中に定められております財産形成の動向に関する事項、この中に、またにただいま先生の御指摘の今後の勤労者の財産形成、すなわち貯蓄の今後の方向なり見通しなり、こういうものも当然この中に織り込んで検討をしております。こういうことになるかと存じます。

○小柳勇君 少し議論が小さくなりますけれども、階層別に——ここに私も表を持っておりますが、五分位の階層がございまして、第一階級が年間七十五万円以下、第二階級が七十五万から九十五万、第三階級が九十五万から百十五万、第四階級が百十五万から百四十九万、第五階級が百四十九万以上ということになっておりますが、この法案をつくるに、一体労働省は、あるいは立案関係者は、どういう階層を中心にこの財産形成を考えておるか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

○政府委員(岡部實夫君) ただいまの五分位のそれぞれの階層別の貯蓄保有額につきましては、先生御指摘のとおりでございますが、貯蓄をする貯蓄率という面から見ますと、この各階層につきまして、それぞれいろいろございまして、一番低い階層の分野におきましても約九七％の率が出ております。全体で九七・七％の貯蓄率、それから一番低いところでは九七・七％、九八％近くになると思ひますが、したがって、それだけの階層でも九八・九％が貯蓄をしておる。ただ、そういうことでございまして、私ども、その階層のすべてにわたりますので、少なくとも貯蓄の額についてはいろいろ差がござい

けれども、貯蓄努力に對しましては、すべての階層の人を対象に考えていくことにいたしておりますわけでございます。

○小柳勇君 それでは、いまのような物価がどんどん上がりますときに、九七％くらいはみな貯金をしておる、しかも貯金を持っておるという判断であります。これからこの法案を通しまして五年先、十年先ですね、一体どういふうちにこの勤労者の貯金というものが、いわゆる貯蓄というものが前進すると考えておられるか、お聞きたい

○政府委員(岡部實夫君) 貯蓄の率の問題につきましては、実はこういう物価が上昇していく過程におきます貯蓄は、当然その物価上昇に伴いまして減価を来たすわけでございまして、その意味で貯蓄に対する魅力が相当薄らいでいくのではないかと懸念もござい

現在の貯蓄の状況を見ますと、経済企画庁で調べたところによりますと、四十年以降四十四年まで勤労者世帯の貯蓄率が漸次高まってきたおる、もちろん急激に高まっているわけではございませんが、たとえば四十年に一九・二％でございましたが、四十四年には一九・二％というふうな、こういう物価が上昇している過程におきましても、貯蓄率をいたしましては漸次上昇を続けておる。それから一方におきまして、賃金の上昇が

相当な率でここ数年上昇してきておりまして、家計調査等を見ても、貯蓄余力も相当程度上がってきている。いわゆる家計の黒字率も着実に四十年以降も、四十年が一・五・三％でございましたのが四十五年には一・八・三％というように上がってまいっておりますので、こういった動向全体を考へますと、やはり貯蓄意欲というものは今後とも賃金の上昇、いまだのような家計の状況を反映いたしまして着実にふえてまいっているのではないかと。ただ、御指摘のように、物価がそれ以上に高騰いたすというふうなことになるという、減価によりまして貯蓄の魅力が全くななくなるといふようなことももちろんあるわけですが、したがって、私どもは、今後の貯蓄につきましては、一方におきまして、貯蓄が十分個々の勤労者にとって魅力のあるものとして行なわれるような諸般の施策を当然同時に並行的に考へていくべきであらうと思ひます。そういう中においても個々の勤労者が貯蓄努力をしていくという事実、これも十分認識いたしまして、その貯蓄が十分勤労者の生活安定のために資するような制度をとっていく必要がある。そういうことから、この法案もいろいろ御批判はあらうかと思ひますが、現に行なわれております勤労者の貯蓄努力に対して、国がこの際一つの制度を確立いたしまして、それによって貯蓄に対するいろいろな援助措置を講じていく必要がある。そういうことで貯蓄を将来にわたってやはり勤労者にとって十分魅力あるもの、価値あるものにしていくという一つの施策を考へておるわけでございます。

○小柳勇君 そのところが一番大事な点だと思ひます。この法律の。そのところをもう一回質問いたします。この法律によりましてこれから貯蓄をする、現在の貯蓄率はこれだけありますからこの中の一部、あるいはこれにプラスして貯蓄をあなた方は奨励しようとしているであらう。その勤労者の生活安定というのとは一体何かということですね。さつきから動産、不動産の話をしていました。あと不動産の話は建設省に聞きますけれども、現在の基準では、さつきおっしゃいましたように、平均一世帯当たり百十二万貯蓄がありまされ。勤労者の生活安定というのとは一体何か、そのところをひとつ説明をお願いします。

○政府委員(岡部實夫君) 先ほどもちよつと生活の問題につきまして概略の考へ方を申し上げましたけれども、私ども、この法案でいろいろ考へております、あるいは提出するにいたしました背景となるものは、勤労者が生活を安定するために自主的にいろいろ努力をされている、これはその点に着目したわけでございます。その自主的な努力の一つの大きな中身は何かと申しますると、やはりこのインフレ的な傾向の中でも着実に貯蓄をしていく、その貯蓄の動機といたしましては、たとえば不時の支出に備えるとか、あるいは老後の生活の安定に備えるとか、いろいろな動機がございまして、少なくとも現在の生活のほかに将来に向かつて何らかの形で生活の安定のために自主的な努力をしようということになっております。そこで、私どもは、現在の、いまの賃金その他の上昇のほかに、そういう中から貯蓄を将来の生活に備えていく、その面の生活安定というものをここで取り上げまして、それに対して国が援助をいたしまして効果あるものにしていく、こういう趣旨で考へておるわけでございます。

○小柳勇君 具体的に国民、人間の生活の衣食住といひますか、着物についてはそれぞれの趣味もありまされが、これも財産ですね。食は栄養失調にならないように、これもあります。この問題は、きよりの法律に直接関係ありませんから除いておきまされ、いま金の話をしておりますからね。現在、貯蓄をいたしまして、貯金の利率よりも物価上昇が大きいですね。物価がどんどん上がりますと、貯蓄をしたらかえって、もう四、五年したら金の値打ちというものは百万円のもの、七十万円あるいは七十五万円にしかならない。五年ぐらゐの間にそうなつちゃうでしやう。にもかかりませされ、この財産形成促進という法律が

出る以上は、この法律ができたからどういふ点で勤労者の気持ちを刺激をして、そして五年たつたらこのくらいになりまされよう、十年たつたらこのくらいになりまされようというあなた方の一つの目標がなければならぬと思ひます。そこで、もう少し具体的に言ひますならば、西ドイツでもこの法律ができましたとおっしゃるから、西ドイツで法律ができましたときから今日までの間に、この十年の間に相当この法律の適用、いわゆる財産形成利用人員というものがふえておりますけれども、あなた方は、さつきおっしゃつた勤労者三千二百万人のうちの何人ぐらゐがこれからこの法律を利用して金を貯蓄をし、持ち家をふやそうと考へるであらうかと考へておりますか。

○政府委員(岡部實夫君) 西ドイツの場合、これは日本の場合といろいろ事情が違ふかと思ひますけれども、西ドイツの場合には、御承知のように、第一次の法律が一九六一年に制定されまして、それから第二次の改正が一九六五年、それから最近、一九七〇年に第三次の改正となつて今日に至つています。その間、制度自体の普及についてはある程度の理解が必要とされたと思ひますが、一九六一年の施行当初においては、適用労働者は約五万人、それが六五年第二次改正後二百二十万、さらに一九六九年には五百万人、さらに一九七〇年の改正以後これは飛躍的に適用労働者が増大をいたしまして、千二百万というふうな数字が示されておるわけでございます。私どもは、この法律の施行によりまして新しい制度が確立される、これを利用してかしないかは勤労者の自主的な選択の問題でありまされ、強制的にどういふというところではございませされ。したがって、いわば推定の数字になつてまされるわけでございますけれども、当初におきましては、いろいろな数値からじきまして、大抵初年度、四十七年度の初年度には五十万程度がこの法律の制度に乗りまして何らかの形で預貯金をするであらう、貯蓄をするであらう。その財産形成貯蓄の総額が百五十八億ぐらゐの見当になるのではないかと、これはまあい

ろい推定でございますが、スタートは少なくともそういうことになつて、さらに今後この制度の理解、普及が積み重なるに従ひまして、五年間で約三千三百億程度の財産形成貯蓄ができるものというふうな、非常に大ざつぱでございますけれども、その程度の見通しのもとに考へておる次第でございます。

○喜屋武眞榮君 関連でお尋ねいたします。いま、西ドイツの先例に学んだと、こうありますね。それが西ドイツの先例に学んだ点は何であるか、また違ふ点はどういふ点であるか、それをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(岡部實夫君) 西ドイツの場合には、勤労者財産形成促進法というのがございまして、それで事業主と勤労者個人、個々の契約あるいは経営者協会と労働者団体との契約その他によりまして財産形成給付というものをした場合には、それに対して減税措置その他をやつていくということでございます。私ども、財産形成貯蓄というものを勤労者が行なつた場合にそれに対して国が減税措置をとつていく、この点ではほぼ類似の制度をとつておるわけですが、ただ、わが国の場合に西ドイツと違ひますのは、この法案にもございまして、うに、財産形成の中で西ドイツと違ひまして日本ではやはり住宅が非常に大きなウェートを占めておるといふことでございまして、住宅建設につきましては積み上げられました財産形成貯蓄の一部を雇用促進事業団に還元をいたしまして、その資金を、それに対して政府が利子補給の金を投じて低利長期の勤労者の持ち家を建設するための融資をするという、新しい財産形成制度の一環として融資制度を考へております。西ドイツにはこの制度はございませされ。そこが違つております。大体基本的にはいまのような点でございます。

○小柳勇君 五年先のこの加入人員といひまされうか、利用人員といひまされものは発表なかつたのですか、その人員と、それだけ前進させる、一九七六年には三千三百億円の財産形成ができるというまされには、何かいろいろ施策をやりますと、ただ

黙っておつてはだれも賛成加入しませんね。現在もう社内預金やる者はやつておるし、個人預金やる者はやつておりますから、何かメリットがないと加入しませんね。この問題どう考えておられますか。まず予想数字の発表と、いまのような具体策について御説明願いたい。

○政府委員(藤澤正勝君) ただいま局長から申し上げました五年間の見通しでございしますが、実はこの制度はわが国で初めてのケースでございまして、ただいま先生御指摘のような、現状でもいろんな預貯金の奨励策がある、あるいは社内預金というものがある、それとの関連において、こういう制度をつくって将来どの程度になるかという見通しは、実は率直に申し上げまして正確に見通しを立てることはたいへんむずかしいのでございしますが、いま申し上げました数字は、一つの前提を置きまして、毎年五十万ぐらいずつ当分の間増加をしていくであろう、それから一人当たりの年間の平均貯蓄額がいまの動向から見まして大体六万三千円程度期待できるのではなからうかというような前提を置きましての試算でございします。その点を御了解いただきたいと思ひます。

そこで、一体そういう皮算用をして、ほんとうにそういうふうになるかというお尋ねでございします。この点につきましては、この制度のインセンティブ、つまり魅力をどういうことで与えていくかという点でございしますが、一般国民の行ないます貯蓄につきまして、いわゆる少額貯蓄の奨励制度というものがあつて、現在、たとえば一人当たり百万円までの少額の貯蓄につきましてはその利子について課税をしないという制度がございしますが、そういう国民一般を対象とする奨励制度のほか、この勤労者財産形成制度におきましては、それとは別に勤労者がこの法律の定める手続に従ひまして貯蓄を行ないました場合、さらにもう百万円別にその少額貯蓄利子の非課税の対象にいたそう、こういうわけでございします。そういうことで今後PRを続けまして、いま申し上げましたようなことで勤労者の貯蓄がふえていくとい

うことを期待いたしておるわけでございしますが、問題は、先ほど来西ドイツとの比較が議論になっておりますけれども、その貯蓄に対する奨励のやり方につきましていろいろなやり方があるわけでございまして、今後さらに私どもとしては、この法律ができましたならば、勤労者財産形成審議会というふうなものにおきまして、将来の制度の拡充というふうなこともあわせて検討をしていただくというふうな思つておるわけでございします。

○小柳勇君 年間五十万人ずつの増加はわかりませんが、それによつて住宅建設、持ち家の増加というものはどのくらいに読んでおりますか。

○政府委員(藤澤正勝君) これも実は財産形成貯蓄というものが一般の金融機関に行なわれるわけでございしますが、これを先ほど局長から申し上げましたように、一部雇用促進事業団に持つてきて、そうして持ち家建設に充てようというわけでございします。少し余談になりますが、いま勤労者の大部分は九九・七％までの世帯におきまして何らかの形で預貯金を行なつておるわけでございしますが、民間の都市銀行の例を申し上げますと、都市銀行に集まつてきます預貯金、これはほとんど勤労者の貯金とその大半を占めると思ひますが、住宅ローンに還元されている割合は預貯金額のわずか一％程度でございします。そこで、私どもは、この制度をつくり出す場合、こういうふうな勤労者のしきりたしました貯蓄であるというものがはつきりいたしました貯蓄であるというものは、財産形成の重要な項目である持ち家建設にできるだけ還元させるような道を開きたいということと考えております。この財産形成貯蓄を行ないます金融機関に対して雇用促進事業団から協力を求めまして、その資金をもつてまいるという考えでおるわけでございします。それに政府が出資をいたしまして長期低利の融資をするということとは、先ほど局長からお答えをいたしておりでございしますが、そこで、これもまた一つの前提になりますけれども、財産形成貯蓄の総額の三分の一程度、期間平均十年くらいは元金均等償還で借入をする

いうことをひとつ予想をいたしまして、そうして一戸当たり平均融資額を三百五十万、それから平均償還期間を二十五年、元金均等償還で融資をする、こういうふうな前提をおきまして試算をいたしますと、五年間で累計が約二万五千戸程度になるわけでございします。

○小柳勇君 富の分配の問題なども少しありますけれども、建設省が見えておりますから、住宅局長にお聞きいたしますが、現在のビルなどは少しくきょうはもう論議を省きまして、いわゆるいま論議しております勤労者の住宅の現状と、それからこれからの構想を御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(多治見高雄君) 私どもも行なつております住宅対策でございしますが、勤労者というワケで統計をとつておりませんので、勤労者の住宅の状況はどうかというところ、ちょっと正確なお答えができませんけれども、住宅政策全般の問題といたしましては、やはり大半が勤労者のための住宅ということと考えておまして、先ほどの御議論の中で持ち家をどういうふうにするのだというお話でございしますが、昭和四十三年の住宅統計調査、これを基礎にいたしまして、われわれ住宅調査を進めておるわけでございしますが、その中で新しく第二期計画を立てまして、それによつて今後五カ年間住宅建設を進めるわけでございします。持ち家と借家の比率を大体五五％と四五％というふうな考えております。そこで、その中で特に勤労者の方に供給する住宅ということを考えております。公的資金によります住宅につきましては、借家を主体にして進めたいということと現在計画を立てておるわけでございします。

○小柳勇君 持ち家制度によつて勤労者の貯蓄意欲をふやそうというものがこの法案の一つのねらいではないかと思つておる。そういう意味で、われわれも絶対反対だという立場でないのですけれども、もちろん建設省ですから公的な貸し家が主体ではございまいしうけれども、いま論議されておる住宅対策、持ち家対策ですね、そういうものには何か援助するような、ささえるような、これを

促進せしめるような方向で建設省でお考えになつておる対策はないものであらうか、お聞きいたします。

○政府委員(多治見高雄君) 昭和四十五年に住宅需要の要望調査というのを私どものほうで実施いたしまして、その結果によりますと、持ち家希望というものが非常に率が高つておりました。ほとんどの方はやはり自分の家を持ちたいという。これは需要調査でございしますので、客観的な条件は別にいたしまして、希望としてそういう傾向が非常に強いということで、持ち家対策を推進すべきだということが結論として出るわけでございしますが、先ほど申し上げましたように、公的資金によります住宅につきましては、借家に重点を置きたいということとやつておりますけれども、全体といたしましては、第一期の住宅建設五カ年計画では、持ち家と借家の比率を五〇対五〇というところ、半々という計画を立てたわけでございしますが、その後のそういった経済条件の変化、それから需要の要望に対する対応のしかた等を考えまして、第二期計画では、持ち家五五％に對しまして借家四五％という、全体の数字ではそういう比率で計画を立てておるわけでございまして、今後とも勤労者の持ち家対策ということにつきましては、われわれといたしましては力を入れなければいけないという計画を持っております。したがって、これにつきましての対策といたしましてはいろいろございしますが、まず地価なりあるいは建築費の安定なり、それに対する持ち家取得のための税制に対する措置等、あらゆる施策を講じまして持ち家の促進を講じてまいりたいということと第二期計画を立てております。

○小柳勇君 いまサラリーマンで一番困りますのは、土地の値段が高くてなかなか手に入らないことですね、どんどん値上がりいたします。持ち家制度を一つのねらいとするこの法律ができました以上、宅地対策というものがあつておる。金に借りまされども家はできぬのではないかと心配をするわけでありすが、労働省な

り建設省、特に建設省が主管庁でありますから、建設省では、この勤労者の持ち家を進める上で、宅地政策に対して一体どのような積極的な政策をお持ちですか。

○政府委員(多治見高雄君) 私いま住宅局長でございませけれども、地価問題は私の局の所管でございませませんが、これは建設省といたしましては一番重点として力を入れておる問題でございませす。またわれわれの五カ年計画を達成いたしますために地価問題が一番重要であるということ、われわれの立場といたしましては、とにかく地価の安定をはかってまいりたいということで、地価を主管しております部門に強い要望を出しております。ただ非常にむずかしい問題でございまして、御承知のように、地価対策の關係協議会ができてまして、そこで基本的な方針をおきめいただきますまして、それに基づいて建設省としていろいろな施策を講じておる。特に地価の公示制度がよろうやく緒につきまして、これから実効をあらわしていく段階であるというふうにわれわれ考えておりますが、今後とも私のほうの住宅建設五カ年計画を達成するためには、この地価問題がやっぱり一番ポイントになるということで、われわれといたしましては地価の安定に大いに力を注いでいきたい、こういうふうに考えております。

○小柳勇君 労働大臣に、いまのこれは大きな問題ですから、閣僚としてお聞きするんですが、金を貯金いたしましたしても、御存じのように、物価上昇いたしますと土地や建物の値段が上がつてきまして、三年貯金いたしましたして三年先に一家が建つかどうかという非常に大きな問題。それで、建て家の建築費の値上がりももちろんであります。これは物価値上がりを押えなきゃならぬ、これももとよりであります。が、宅地の問題、宅地を入手する問題と、それから宅地の値上がりはほかの物価に比べてひどいという問題と、こういう問題について、この法案を立案される場面でも非常に論議されたと思うんですが、宅地政策について大臣は一体どうしようとしておられるの

か、お聞きしたいと思います。

○國務大臣(野原正勝君) 宅地の対策は非常にむづかしい問題ではございます。そこで、建設省が盛んにやっておりますのは、やはりそういった面でいわゆる開発地域をつくるとかいろいろの対策で、そこに適正な工場や住宅地を造成しようということに対して農地の転用等もできるだけ大幅にやつていこうというような政策を進めておるわけでございますが、私も、こうしたいままでのわが国の宅地が非常に高騰したという問題は、やはりこれはどうも根本的にかなりな問題があるように思います。この地価上昇という問題は、今まで土地所有者から土地を譲渡せしむるという政策一点ばりできたんですが、どうもそういう政策ではなかなか解決ができないというふうに考えております。そこで、先日来、建設大臣とも話しておったんですが、これはやはり土地を所有者から譲渡によらず、これを必要に応じて貸与を受ける、借してもらうという政策ができないものかどうかという点で、実は農業団体等とも話し合つておるわけですが、これは地価の上昇が必ずしも土地所有者にあまり喜ばれていないということもございます。というのは、地価があまりにも上がったためにその地価の上昇部分については、かえつて何かとトラブルが起きておる。相続の問題であるとか、分配の問題等について家庭内に無用の摩擦が生じておるということもございますので、どうもあまりにも急激な上昇はかえつてありがたくないということもございまして、やはりこれは安定した形で、これが長きにわたつてほんとうに利用する方にお貸しすることができるとなれば、かえつてそのほうがいいんじゃないかと、つまりこの場合において土地をお貸しする場合に、一たん貸した場合においては、それが一つの権利を生じて、そのために実際の物価、賃金の上昇等があつても地価だけはあくまでも据え置きをされる、またそれが権利として頑強に主張されるといふうなことになることも困る。その点において、適正な物価等の上昇に見合つて、将来それがスラ

イドされるということになるならば、あるいはまたそれに対する何らかの保証機関がそれに対して土地所有者に保証を与えるということができるならば、あえて必ずしも非常に高い価格で譲渡をしなげやならぬというものではない、むしろ適正価格でお貸しするほうがかえって土地所有者の所得の安定のためにも好ましいことであるというような主張もございまして、この際ひとつ土地をすべて譲渡による不当な値上りりをかえって惹起するような姿ではなしに、実際にお使いになる方に対して、これを適正な価格でお貸しするというふうな政策がとれないものかどうかということで、至急に検討してもらおうという話で関係機関とも連絡をしております。幸いにしてそういうことができませんならば、いまは総合農政の見地からも、農地域等ではかなり大きな土地が実は住宅地等にも振り向けられることができるわけであります。そういう姿が好ましいのではないかという点で、ただ、それは大都市地あるいは過密地帯等においては、すでにもういまさらそれを言ってもしかたがないということ、これはむづかしいと思いますけれども、地方都市あるいは農村地域等、交通の状況が許すならば、住宅地としてふさわしいと思われるところはたくさんある、そういうものに対しては、かえってそういうような方式のほうがむしろいいのではないかというふうな議論も起こっておりますので、これからそういったものについて十分に検討をしていただくというふうに考えております。

○小柳勇君 この法律をつくる以上、その金を貯金するだけではなくて、住宅、持ち家制度が前進するというのが一つの大きな柱なんですね。それには貯金をさせるだけではなくて、家を建てられる、それにはちゃんと労働省も建設省も、この宅地については保証があるくらいなことを言わなければ貯金しませんですよ。この財産形成のこれは毎月貯金する人には、もう宅地はこれこれちゃんと予想しておりますと、これはありますよと、これはあまり宅地を値を上げませんで、ちゃんと

ありますよ、そのくらいのことをやらなければ、この持ち家制度の推進とかあるいは勤労者財産形成促進法などと言えないですよ。いまの大臣の答弁を聞いておりまして、もびんときません。賃金部長ひとつ御答弁願います。もう少し具体的に御説明願いたい。

ては、この法案を作成するにあたりまして、私どもも非常に現実的な大きな課題として検討いたしました。当初予算要求の際には、私ども、土地の先行取得を私どもの事業団において行なうということが非常に具体的かつ有効な施策であろうという案も考えておったわけでございます。それでいろいろ折衝をいたしたわけでございますが、まあ各省がそれぞれ土地の問題をいろいろ手当てをするために別個にいろいろの施策を講ずるといふことは、政府全体の住宅政策あるいは宅地政策との関連で必ずしも好ましくないということもございまして、その点につきましては、建設省におきまして従来にもさらに増している努力をしていただくということで、この法案におきましては、第四条で勤労者の財産形成政策の基本方針をつくるにあたりまして、勤労者の持ち家の取得にかかる問題につきましては、建設大臣がその主管の大臣となる。したがって、この全体には、労働大臣並びに一般貯蓄については大蔵大臣、したがって、労働大臣、大蔵大臣及び建設大臣がそれぞれ協力して、この基本方針を策定する責任の大臣となるということになって、具体的に基本方針を策定するにあたりまして、私どもとしては、建設省と十分連絡をとりながら、この財産形成制度の発展の段階に応じて適正な土地の手当てが十分行なわれるように、この基本方針の中にいろいろ織り込んで建設省の御協力を得たいと、こういうふうに考えておる次第でございます。

○政府委員(多治見高雄君) ただいま御答弁ございましたように、今後の住宅建設の計画といたしましては、われわれといたしましては、やはり宅地の供給、しかも安定した価格における供給とい

うことが一番ポイントになるということで、五カ年計画の策定にあたりましては、住宅建設の裏づけとなる宅地の供給の計画を立てているわけでございます。それによりまして、われわれ五カ年間で九百五十万戸の住宅を建てたいという計画を立てているわけですが、それに必要な宅地の面積をいましては七万五千ヘクタールというものを予想しております。それに対して、これをどういうふうに供給していくかという問題でございますが、一番政府といたしまして強力に推進する必要がありますのは、公的な宅地開発による土地の供給ということで、これによりまして二万二千ヘクタール、民間の現在の企業の供給能力からいまして、これによりまして二万二千ヘクタールを供給するというもので、そのほか区画整理事業等によりまして供給されます宅地を合わせまして、大体五カ年間に九百五十万戸の住宅を建てられるだけの宅地を十分供給できるという見通しを立てて計画を立てているわけでございます。そして、その価格につきましても、先ほど申し上げましたように、あらゆる施策を講じまして、安定的な価格で供給できるということを目標にしてこれから五年間努力するつもりでございます。で、一応現在の段階ではそういった計画によって安定的な価格による土地の供給は可能であるというふうに考えておるわけでございます。

○小柳勇君 問題はたくさんございすけれども、時間が少ないものですから、要点だけ質問しておきますけれども、物価の値上がりを押えませんが貯金するだけの意欲がわいてきません、貯金をして貯金の利子よりも物価の値上がりが高いのだから。それと今度は特に土地、土地の値上がり値上りいたします。だから土地の値段が上がって建物の値段がどんどん上がります。貯金をしましてもばかばかしいから貯金しません。それはうまい説明をやっておりますけれども、簡単にそれはこの財産形成法の適用を利用するということにならないですね。そこで、もう少し具体的に言うならば、もうちや

んと五十万人がこれに加入したならば、その中の一さつき年間に二万五千戸の予定があるならば、それだけの土地は値上がりしない土地が確保できるくらいの施策をしなければならぬと思うのですよ、二万五千戸分はここ、ここです。あるいは各地にいろいろ分散しようから、そのくらいのことをしなきゃならぬと思うのです。そこで、西ドイツのほうでは、持ち家制度については、特に国が財政的に援助しているというふう聞いておりますが、この持ち家制度に対する西ドイツの今日の財政援助などの措置、西ドイツの財産形成に対する中の持ち家制度に対する援助措置などについて説明をお願いします。

○政府委員(岡部實夫君) 西ドイツでは、特に住宅の問題に関連しての財産形成の制度は、御承知のように、勤労者財産形成促進法に基づきまして、いわゆる財産形成の給付というものが行なわれる、それが住宅建設増し金法に規定する住宅積立金といたしまして、七〇年の改正の前は年三百二十マルクが限度でございましたが、七〇年に六百二十四マルクまで倍にふやされましたが、それまでの貯蓄に對しまして増し金の二五％ないし三五％の割合で支給し、さらに勤労者に対しては、それに対して三〇％ないし扶養の子供がある場合におきましては四〇％まで、これに増し金をさらに増額するということになる制度になっております。いわば減税分と増し金との二本立てというところになっておまして、その全体の措置に関するそれぞれの負担額がどのようになっているかという御質問でございますが、手元でございます資料によりまして、一九七〇年の段階では、いわゆる勤労者財産形成促進法に基づきます減税措置として三億マルク、住宅建設の奨励措置といたしまして減税その他を含めて四十一億マルクというふうなことになるおまして、全体のいわゆる歳出総額、連邦州市町村の支出する歳出総額に對してこれらの負担は、大体減税で〇・二ないし〇・二五％、それから全体の総支出におきまして

は二〇％くらいの財政負担ということになっております。

○小柳勇君 西ドイツでそんなに援助しておりますから、日本でもやらなければならぬですね。この法案はいろいろ紆余曲折してきたと思います。話を聞いておきますが、この法案が通ったあとは、いまの西ドイツの考え方など織り込んで、なるべく早い機会に急速に持ち家制度が前進するようになり、法律を改正しながらスタートを進めてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○政府委員(岡部實夫君) 御指摘の点につきましては、当初のいろいろな考え方から今日提出された間にあるいろいろな出入りがございます。今日のような段階になりまして、私も率直に申しまして、いまの社会経済の状況下において、このような制度が十分勤労者にとって魅力あるものであるかどうか、この点につきましては、率直に言つて、この施行の状況を見る限りでは、いまいとわからない。私も、少なくとも現状においては、ある程度いろいろ自主努力をやっております。これに對して援助措置を講ずることによって、当然これが促進されると思っております。それが予期したように十分活用されるかどうかという点につきましては、今後の施行の状況もある程度見なければならぬ。そこで御指摘のように、この施行にあたりましては、財産形成促進のための政策を審議するための審議会を設けまして、ここに関係者の皆さんにお集まりいただきまして、いろいろ御意見を承りながら実情に即して、かつはどのように魅力あるものにしていくための努力を引き続きやっております。

○小柳勇君 いま財産の問題で動産、不動産の話が出ましたが、法案に関係のあるものをこれから簡潔に質問していきたいと思つて、あと渋谷委員も待っておりますから。

それで、いままでのような話で、現在住宅生活協同組合も持ち家制度の一環の活動をしておるわけですから、なぜ住宅生協を動住協と同じように扱わ

なかったか、御説明願います。

○政府委員(岡部實夫君) この法律で、いま御指摘のところは、雇用促進事業団から住宅建設のための資金を借り受け得る団体の対象のことであると思つて、これにつきましては、ここにございまして、しかも事業主あるいはその団体というところで、しかもそれらの団体は勤労者の持ち家取得あるいは持ち家の建設に對して、何らかの形の援助措置を講じているものというところでございまして、事業主及び事業主の団体をまず対象にする。それから、勤労者の団体でございまして、文字どおり勤労者のための住宅建設をやっている団体、これについては、本来の目的がそこにあるので、このための特別な団体についてはこれを当然考えるべきだということで、法律に基づき特別につくられました勤労者住宅協を会を対象に取り上げました。

そこで、御指摘の住宅生協について、なぜこれを入れたのかと、これにつきましては、いろいろと私も議論いたしましたところがございますけれども、まず第一には、融資の財源といたしまして考えておりますが、勤労者のいわゆる財産形成貯蓄を引き当てる、これを引き当てるにいたしましてやっておりますわけでございます。一般の公的ファンドをもとにするわけではない。そこで、これらの資金について、まずどの程度でございまして、それが還元されるかということになります。で、それが還元されて、その当初からこの対象をいろいろふやしていくことについては問題があるというところで、できるだけ対象をまさにこの目的に十分密接に関連しながら、住宅建設に実効があるであろうと思われるものに、まずスタートにいたしてはこれに限りまして、それでスタートしていくということにするほうが有効な資金活用にもなるであろう。それから、もう一つは、これは非常に現実的な問題でございますけれども、御指摘の住宅生協は、現実には動住協を通じてあるいはその委託を受けて住宅建設をやっておりますという事実もございまして、そういう点に

つきましては、この法律で何ら禁止してございませんで、現実においては勤労協会を通じて勤労者の住宅建設のために従来どおりその一翼をになつていただくということで、現実には御協力いただける、こういうふうに考えて法案の対象からはずしました。

○小柳勇君 第九条の第一項の「日本勤労者住宅協会に対し、」云々と書いてありますが、そのあとに、生活協同組合その他これに類する団体という修正はできませんか。

○政府委員(岡部實夫君)　ただいま御説明申し上げましたように、この法案におきましては、この集まりました金をできるだけ有効に活用してまいらる。そういう意味で、この対象は、この法律の目的になつて有効に資金が活用されるものということで、その資金にも限りがございますようから、そこでスタートにおきましては、少なくともできるだけ対象をしぼって、有効に進めていくことがむしろ適切な運営をはかれるゆえんであらうと、こういうことを考えておりますので、当初においては、原案によつて進めてまいることが妥当であらうと思つております。

○小柳勇君 次には、共済組合——国家公務員あるいは公企体、あるいは地方公務員共済組合も同種の事業を行なっておりますが、その事業を勤労協に委託できるように、早急に関係規則や規定の整備をはかってもらいたいと思いますが、いかがですか。

○政府委員(宮崎清文君)　ただいまの御質問でございますが、まあたてまえといたしましては、公務員に關しましては、共済組合または共済組合連合会が分譲住宅をつくりまして、これを分譲するといふたてまえになっております。しかしながら、今後、この実施の段階におきまして、それ以外の公的な機関にこれを委託して行なわねばならないというふうなことも關係各省と協議しながら検討してまいりたい、このように考えております。

○小柳勇君 次に、公務員の賃金控除については、民間団体と同様な取り扱いがなされるように

具体的な指導をしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○政府委員(宮崎清文君) 公務員の賃金控除につきましては、まあ経理と申しますか、給与担当者の事務の問題もございますので、今後、職員の間も十分に反映させるように考えてまいりたい。繰り返しますと、給与事務の者との均衡を考えながら、職員の意向が十分反映されるように配慮してまいりたい、このように考えております。

○小柳勇君 一般的な賃金控除ですけど、その事業主が被用者から賃金控除する場合は、労働基準法では団体協約によることになっておりますね。この法律では労働組合ということばを使っていないわけですよ。これだけの法律をつくるのに、労働組合その他団体と、なぜ労働組合というものを書かなかったのか、まず御説明願います。

○政府委員(岡部寛夫君) この法律で掲げており

ますのはいわゆる財産形成の制度として財産形成貯蓄と、これについてどういう援護措置を講じていくか、その集まった貯蓄をどういうふうな形で持ち家建設の資金に運用していくか、この大きく二点でございまして、その前者につきましては、貯蓄は個々の勤労者がやる、自由に自主的に

やつていくということのたてまえでございまして、この面については、労働組合は直接出てまいらぬわけでございます。そこで、賃金の控除をしていく、こういう制度を取り入れた場合に、基準法との関係が出てまいります、これは特にこの財産形成貯蓄をやる場合の控除について一般基準法の特例を設けるという趣旨ではございませんので、一般基準法の線に沿って、財産形成貯蓄のために天引きをするという場合には、一般の手続を当然踏むべきだということでございますので、そのほうは基準法の規定にそのまままして適用されるということにしておりますので、ここでは労働組合がそういう意味で文言上出てまいる余地が実はなかったということに御了解いただければけっこうでございます、特別に労働組合をどうこうという趣旨で排除したとかいう趣旨ではござ

いません。

○小柳勇君　これは労働大臣にも確認をしておきたいんですが、労働大臣、この法律には労働者ということばとか労働組合ということばを故意に避けてあるような印象を受けるわけです、私読んでおつて。いまから十数年前には、労働組合と勤労者というのをわけて使っておりました。いまはそうではありませんね。いまは自民党の諸君だって働く者、労働者と演説しておりますから、いまはちつとも関係がないのに、故意に勤労者ということとで、労働組合なども使わないような配慮がなされたような気がしてならぬのでありますが、そんなことは全然ないと、そういうことを確認していいですね。

○国務大臣(野原正勝君) 勤労者という名前で全部しぼったというか、統一したというわけでございまして、特に労働組合とか労働者という名前は使っておりませんが、勤労者という名前でこれは統一したんだろうと考えております。ほかに何ら他意がないように考えております。

○小柳勇君 それは教職員特例法によりまして、その労働基準法の適用を除外しようというような考えも出てまいっておりますから。

この第十五条には国家公務員、地方公務員が含まれてあります。勤労者ですから当然なんです。ね。きょう、あるところから第十五条の削除を要求してくれという要求もありました。その要請が方々からあるのですよ。それは国家公務員や地方公務員、公企体の職員は共済組合でやっているからもうこの法律は必要ないんだという意見です。かえってこれがあると、現在やられておるのが足踏みするし、引っ張られるし、あるいはそれがあつたためにということで、この法律ができたためにということ、こちらのほうのその資金がダウンされる危険性がある。逆にこっちから金がきまして、このほうの貯金を共済組合に持ってきてこれを利用する面もある。たとえば国鉄なら国鉄に例をとりますと、国鉄はいま金が足らぬから国鉄のほうの側が負担すべき金をこれで肩がわりするよ

うな危険性も出てきはせぬかという、そういう危険性もありまして、第十五条を削除せよという意見もありました。そのときに私が言ったのは、これは日本の労働者に適用する法律であるから、国家公務員であろうと地方公務員であろうと、共済組合の組合員であろうと、これは一般的に書いてあるのだ。それで納得はいたしましたけれども、いま申し上げましたようなことも気になりますからいま質問しました。

そこで、公務員の第十五条の關係ですね、公務員等に関する特例があります。ありますが、現在共済組合がやっている持ち家制度の推奨なりあるいは預貯金の方針その他については、これでは足を引く張るようなことではないと、これを確認してほしいですね。

○政府委員(宮崎清文君)　ただいま御指摘の一つの問題は、共済組合員の貯金経理との関係であるかと存するわけでございますが、組合員の貯金の受け入れと運用は国家公務員共済組合法の規定に基づきまして実施されているわけでございますが、その資金の運用につきましても、法令により規制されております。また資金の共済組合各経理間での貸し付けにつきましても、大蔵大臣の承認

を必要とするという仕組みになっておりまして、共済組合の一般的な貯金経理は安全に運用されておるわけでございます。したがって、御懸念のようなことは万々ないと思いますが、また特に共済組合の貯金経理の改正につきましては、組合法の規定に基づきまして、各省共済組合の運営審議会の承認を必要とされておりまして、御承知のように、この審議会の委員には組合の方も任命されておられますので、十分に組合員の意向はその点で反映される、このように考えております。

〔理事上原正吉君退席、委員長着席〕

○小柳勇君 民間と公務員との関係がアンバランスになりませんようにこれは扱ってもらわなければ困るのです。

そこで、もう一つは、具体的にはこの法案によりますと、政府が六億圓、その内容は一般会計が

一億、失業保険特別会計から五億を事業団に出資して住宅融資の際に利子補給することになっておりますが、この種の施策に一般会計から出資するのはうなずけるが、失業保険特別会計から出資することは、失業保険の本来の趣旨からいって筋が通らないといふことはいかにございませうか。

○政府委員(住業作君) 失業保険制度は、もちろん失業という保険事項に対して保険金を給付しまして、失業者の生活の安定をはかる、これは最も大きな目的でございますが、同時に、失業者の再就職の促進とかあるいは被保険者の雇用の安定、あるいはまた被保険者であるとか被保険者であった者の福祉の増進をはかる、こういうことで各種の福祉施設をやっておるわけでございませうが、この勤労者財産形成法の対象となる勤労者は、国家公務員、地方公務員等を除きまして、大体まあ失業保険の被保険者である。そういう被保険者の福祉の増進をはかるあるいは雇用の安定をはかるという観点から、失業保険から出資いたしまして、その運用収入をもって利子補給に充てる、こういう趣旨のものでございまして、私どもは、失業保険法の福祉施設としてこれを出資をしたものでございませう。

○小柳勇君 そうしますと、失業保険会計のほうの利益を考へて出資してあると、特別にこの法案と失業保険特別会計との結びつきがない、というならば他の共済組合、これを調べていきますと、他の共済組合にも失保から貸し付けなければならぬことになるから、とりあえずはこれだけに貸したと、それが失業保険特別会計の利益のためであると、このように考へていいのですか。

○政府委員(住業作君) 私どもは、あくまでも大部分が失業保険の被保険者である、そういう観点から、被保険者の雇用の安定という観点から福祉施設として事業団に出資したと、こういうように考へております。

○小柳勇君 若干こうすきつとしましませんが、一応聞いておくことといたしまししょう。少しすつきりしませんです。ほかのほうにも同じよ

うなことをやらなければなりませんからね、なぜこれに五億失保特会から出たかということ、これはもう少しがっちとした理論づけが必要じゃないかと思ひますが、その問題はまた別途に聞きま

そこで、次に公務員の問題でもう一つは、労働金庫を利用する場合に、この制度の運用で不利にならないようにしてもらいたいと思ひます。これは人事局長ですか、現在公務員も労働金庫を利用しているのですから、この制度の運用で不利にならないようにしてもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(宮崎清文君) 公務員につきましては、先ほど来御説明申し上げておりますように、共済組合及び連合会がその事業を行なうわけでございまして、その資金の調達、直接共済組合等が勤労者財産形成貯蓄契約を締結いたしました金融機関等から融資を受けまして行なうことになっているわけでございませう。

そこで、いま御指摘の共済組合が労働金庫から分譲住宅の資金を借りることにつきましては、一定の制約がございませう。この点は、この制約と申しますのは、労働金庫の会員となるというふうなことでございませうが、この点につきましては、すべての共済組合に共通した問題でございませうので、今後の具体的な運営状況等につきましては、なお検討を加えてまいりたい、このように考へております。

○小柳勇君 検討を加えるというのと、どういふことですか。悪くなるように検討してもらつては困るのですよ、どういふことですか。この運用上不利にならないようにしてくれというのですよ。

○政府委員(宮崎清文君) 御質問の御趣旨を十分体しまして検討を加えたいと思ひます。

○小柳勇君 次は、雇用促進事業団がこの事業をやろうとしておるが、雇用促進事業団本来の目的からはずれはしませんか。もつと別の団体をつくりましてやるべきじゃないかと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(岡部實夫君) 雇用促進事業団は、御承知のように、現在すでに勤労者のためのいわゆる雇用促進住宅の建設とかあるいは各企業がいわゆる福祉施設として行なう住宅のための融資等の仕事もやっております。雇用促進事業団自身のこの勤労者財産形成につきましてそのような仕事は今度行なわれるということにつきまして、事業団にその趣旨の規程を置くことにいたしましたわけでございますが、こういふことが矛盾するかどうかという点については、冒頭申し上げましたように、現にやっております事業団の活動と関連いたしまして、勤労者の福祉の増進その他あるいは雇用の安定ということを目的とする総合的な活動の一環として行なうことになるので、従来の仕事にさらにここに新しく同じような——同じようなと申しますのは、ただいま申しましたような趣旨のことがつけ加わることになり、御理解をいただければよろかと思ひます。

○小柳勇君 現状ではあるいはやむを得ないかと思ひますので、この仕事の性質上、雇用促進事業団の本来の目的とは若干性質を異にすると思ひますから、近い将来に、これは他の部門にするのか、別の機関をつくるのかということを考へなきやならぬと思ひますが、希望意見として申し述べておきます。一応いまの段階ではやむを得ないかもわかりません。

そこで、その勤労者の預金の総額の三分の一を住宅関係に運用する、あと三分の二は他のほうに回っていくんでありますが、さつき賃金部長の話では、現状は市中銀行にいましましたものの一%しか借り入れられまじやないと言われた。ですから三分の一でも多過ぎますというお考えもわかりませうが、三分の一にしました理由は何か。

○政府委員(岡部實夫君) まあ最終的に三分の一と実はきめたわけではございませうが、少なくとも三分の一は確保したいというのを考へておりますが、そういたしましたのは、実は、いわゆる財産形成貯蓄として銀行、金融機関、一般の金融機関に預貯金されまじやない、これは法律のたてま

上は、一応三年の継続的な契約によるものといつておりますが、一年をたちました昨には、これはいつでも引き出し得るということに相なつておるわけですね。そこで、金融機関に集まる金につきましては、いわばそういう短期の貯金ということも考へられる。しかしながら、一方において雇用促進事業団が借り受けまじやない場合には、この方式も、事業団債の発行の引き受けとかあるいは長期借入れということになりまじやないが、いづれにいたしましても、長期の借入れということに相なるわけですね。そこで、片一方は短期で引き出すこともあり得る、片一方は必ず長期にある程度資金を寝かすんだということになりますので、その間の資金減価の調整の問題もあまじやない。それからもう一つは、この制度の創設によりまして財産形成貯蓄がなされるわけでございませうが、その場合、この運用の実情をはつきりつかまないと何とも申し上げられまじやないが、いわば預貯金のシフトというところで行なわれるということも考へ得ると、そういうようなこともございまして、とりあえず少なくとも最低三分の一程度は勤労者の持ち家住宅の建設に還元するための協力を求めるということにいたしました。今後の運用の実情によりまして、できるだけよい還元されるように努力すべくも考へておまして、そういういた不確定ないろいろな要因がございませうので、とりあえず三分の一は少なくとも、こういうつもりで言つておきますので、これもまだ最終的にきまつたわけではございませう。今後の貯蓄の状況等を見合はせながら、できるだけよい持ち家住宅の建設のための資金に回るように努力をいたしてまいりたいと思ひます。

○小柳勇君 次に中小企業への優遇についてですが、この法案によりまして、〇・五%の金利差をつけるということが一つの特徴になつておりますが、問題は、一つはこの中小企業というものは、いわゆる中小企業基本法に定義づけられる中小企業であるかどうかという点と、〇・五%の金利差だけの優遇では、大企業と中小企業とのバラ

ノスを考えた場合に、まだ中小企業優遇として十分ではないかと思うが、いかがでございますか。

○政府委員(岡部實夫君) 中小企業に対する優遇措置でございますが、これも大企業に対する融資の場合と、少なくともその金利について格差を設ける、低利にしていきたいと思います。これらにつきましても、その格差を〇・五という御指摘もございましたが、これにつきましても、いまの各融資機関等の実情とも十分にらみ合わせながら、今後最終的に決定をしていきたいと、これも少なくとも〇・五程度の差は設けるべきだと。さらに私ども、できればその実情に沿うように、どこまで低利でできるか、これらは利子補給との関連もございまして、今後の運営の実情とあわせて考えてまいりたい。

それから中小企業につきましては、個々の事業主がこの住宅建設をすることよりも、むしろ現実の姿をいたしましては、事業主が共同して持ち家住宅を建設するというような実例も非常に多いように聞いております。そこで、事業主の団体については、この事業主そのものについて、いろいろ協力をするように、十三条の規定を設けておりますのもそういう趣旨でございますし、いまの共同してやる場合に、その団体は通常の場合、協同組合法による協同組合等、既設の多目的のそういう団体が住宅問題を取り上げてやることも多からうと思ひますが、必ずしもそれにこだわらせず、現実には協力して、その事業主の持ち家住宅を建設するための団体をつくって行なう場合にも、当然対象として考えてまいりたい。それがまた実情に即する措置であると考えております。

○小柳勇君 中小企業の親方さんのほうの援助と同時に、給料から貯金を差っ引かれるいわゆる勤労者、労働者の権利というものを考えておかなきゃならぬと思ひます。親方さんは、事業主のほうは、もう働かざるが自分の店員が反対しておつても、いろいろの環境もありましよう、皆さんの推奨もありましようが、強引に引く場面が出てき

はせぬかということをお心配するわけです。それは、社内預金と同じになつてまいりますね。社内預金については相当問題がありまじから、再々チェックしておりますが、そのために、さつき労働組合というところを使ひましたけれども、その事業場に働く労働者の承諾なくしては絶対やらないという保証を取りつけておかなきゃならぬ。だから、これは附帯決議でもいいんですけれども、これははつきり労働組合がないところは多数の団体ということになつております。法律にもなつておりますが、その職場の個人個人の意思を十分尊重して、その承諾なくしては一切チェックをしない、給料からその貯金は引かないということとは、この際に言明をしておいてもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(岡部實夫君) 貯蓄契約そのものは、勤労者の個人と預け入れる金融機関との間で行なう。それに基づいて事業主はむしろ給料から差し引いて勤労者にかつて預け入れの手伝いをやるのだ、こういう考え方に立つております。ただ現実の運用として、いま御懸念のようなことが指摘されたわけでございますが、これにつきましても、先ほど申しましたように、事業主が現実にはチェックオフするといふ場合には基準法の二十四条の規定がござりますので、労使協定が前提となるということになつておりますので、労使協定がない場合にかつてにチェックオフすることはできない、こういうたてまえになつております。したがつて、いま御懸念のようなことは、この法律のたてまえ上は絶対ない。ただ運用については、またそういうことがないようになつておくと、きだらう。両面相まちまして、御指摘のようなきとがないように十分運営されるものと考えております。

○小柳勇君 あと物価値上がり貯蓄率の問題とかあるいは民間企業の持ち家制度の実施状況とか、あるいは現在の通勤する人たちの持ち家と職場との距離などの問題、それから都市構造上の問題など、たくさん問題がありますが、私の質問時

間が大体終わりました。そこで大臣、最後に私は質問しておきたいのですが、この法律をいままつと論議してきまして、結論的に言えることは、それは立法の過程でいろいろ各省との折衝なり、与党との折衝なりでこんなになつてしまつたと思ひますけれども、一口に言うならば、現在貯金している労働者の貯蓄率をもう少しあつておいて、そして貯金をふやしていこう。それを事業主が銀行に預けていく。その銀行が雇用促進事業団に金を出して、そこで土地を買ひ、家をつくる。したがつてその恩恵に浴する者は一体どのくらいあるか。大企業のはうでは、まあ社内預金と同じに扱つて、その金を持つてきてど

んどん家をつくる、そしていまの労働力を定着させるためにそれを利用するかもしれない。ところが中小企業、零細企業の親方さんは、おそらくこれをさへ扱ひ切れないのじゃないか。だから全般的に金を集めてきて、そして利用する者は大抵中以上の者である。弱い者はこれをただ若干貯金するだけで、ほとんど恩恵がないのではないかと、うのが率直な私のこの法案に対する気持ちです。だからこれを前進させるためには、これに加入した者は、とにかく土地も安く手に入る、頭金に

いなくても何らかの方法で貸してくれる、そしてあと月賦で生活をいためる程度に払つてさへいけば自分の家が持てる。しかもそれは若いうちに、うんと働けるうちに家が持てるという、そういう希望が、しかもその希望は国が財政的援助をして、そしてその希望を与えるものでなければほんとうの法律じゃないと思ひます。ただ持ち家が共済方式の、しかもそれは零細企業、中小企業に働く者にはちつとも恩恵がこないというやうなものでは、私はほんとうの法律の値打ちはないと思ひます。しかし折衝したあげく、これは一歩ここに踏み入れるのだという意味でわれわれはこれを了承したいと思ひます。したがつてこの法律が通りましてあつたとは、各界各層に対する指導ももちろんでありますけれども、早急にこれを前進せしめ、ど

い。そして私どもが念願しておるような持ち家制度ができる。しかもそれには各省の協力も必要でしょうけれども、こういうふうにしてもらわなければ、この法律を出してもあまり効果がないと思ひますから、今後の大臣の決意を聞いておきたいと思ひます。

これでおの質問を終わります。○國務大臣(野原正勝君) 勤労者財産形成促進法、これは私も、必ずしもこれで十分であると考えておりません。むしろこうした大きな政策を出す限りは、思い切つて財政投資を十分行なつて、必要な土地は先行投資もどんどんやる、同時にまた利子補給等も、さつき御指摘がございましたが、中小企業等に対しては〇・五というふうな差では十分でないことはもちろんでございます。したがつてその点も今後のこの勤労者財産形成促進法ができました時におきましては、むしろ十分な利子補給を行なうような体制に持つていきたい。同時にまたこれが勤労者の皆さん方のほうに豊かな勤労者生活の実現に向かつて効果あらしめるためには、やはりこれに対する単なる利子の非課税というふうなことでは、ほんとうは十分でございます。これは税額控除として、思い切つてその税額控除の方策を行なわしめるというふうな対策ももとより必要でございます。これは当初からそういうふうな主張であつたのでござい

ますが、遺憾ながらこの当初においては利子の非課税ということに落ち着いたのでございしますが、これは必ずしも当局側の要望が十分に生かされたとは思ひません。こうしたことによつて、同時にまた、これも雇用促進事業団の中に一応置くわけでございしますが、これもやはり将来を考へてみますと、財産形成事業団というやうな別個の一つの機関が必要となつてまいるときが必ずくるであらうと考えております。したがつて、まあ出発は一応やむを得ずこの程度でいくのでございしますが、一日も早く当初の予定しましたやうな方法で、これが勤労者のためにほんとうに喜んでもらえるやうな強力な機関となり、その政

策が十分に勤労者の方々に御理解をいただいて、これが将来に大きな希望を持つていけるようなものにまでこれをぜひ発展させたいというふうに考へておりますので、まあその点は今後の方向として——西ドイツ等においても、すでに幾たびかの政策の改正を見たわけでございますが、これも必ずこのままで続けられるものではない。今後時世に応じ、これがますます拡充強化され、あるいは改正を見て、だんだんとそういう方向に近づいていくという努力をあくまで続けていきたい、そういう考えでございます。

○波谷邦彦君 最後の労働大臣の答弁によって締めくくりのような感じを受けるわけです。今後の展望を通じて、せっかく制定されようとしているこの制度を何とか希望あるものにしていきたいと、そうしていただかなければこの法律の精神にもとるといふことは言うまでもないわけであります。確かにこのアイデアと申しますか、西ドイツの先例にならったとはいふものの、非常に興味あるものであらうとは私も思います。しかし残念なことに、いままでの政府答弁をずっと伺つてみる限りにおいては、はたして勤労者の方々が、しめた、おれもいよいよ家を持つことが出来るかという、その希望まではとうてい近づけない、これが結論だらうと私思うのです。

この法律の骨格は、申すまでもなく二つです。利子に対する非課税、それから持ち家制度というものを何とか促進させる、この二つの柱がその骨格をなしているといつていいわけでありますが、先ほど来からこの二つに論議が集中されて、政府の今後に対する考え方というものを伺つてきたわけでありますが、とりわけ、この持ち家制度については、先ほど来からのお話を聞くまでもなく、非常に難解な問題が山積しているということは大臣も御承知のとおりであります。ただ、ここで五年間という一つの目標があるようでございます。五年間において、ともあれ、まず第一段階の着手目標として、持ち家というものを促進させる具体的な方途というものを現在検討もされ、それを進

めていくんだ、先ほど住宅局長の説明を待つまでもなく、そういう結論であつたように思うのであります。

そこで、若干重複する面もあらうかと思ひますけれども、一つ一つ整理をしながらお尋ねをしてまいりたいと思ふのですが、最初に住宅局長のほうへ伺つてみたい問題がございます。

先ほど五年間で七万五千ヘクタールの土地に九百五十万戸の住宅をつくる方針である、こういうお話でございましたが、具体的にどういふふうに進めていかれるのですか。

○政府委員(多治見高雄君) 私どもで計画いたしております第二期五カ年計画で、住宅を九百五十万戸建てますという計画になつてゐるわけでございますが、これに必要な宅地の問題でございますが、九百五十万戸のうちには、新しく宅地を求めなくても、建てかえ需要その他宅地がなくても建つ住宅もございまして、そういういろいろな要素を勘案いたしまして、この計画を実施いたしますには七万五千ヘクタールの宅地を新しく供給しなければいけない、新規に供給する宅地でございます。これに対する供給のしかたでございますが、これにつきましては住宅公社、それから住宅金融公庫の融資によりまして住宅供給公社、そういう地方公共団体等もあわせまして、公的な機関で宅地を供給する、供給する力があるというところで策定いたしますと、大体二万二千ヘクタール五カ年間に供給できるということになつております。それから現在の民間のいわゆるデベロッパが宅地を開発して供給するという事業を行なつておりますが、それによりまして供給の五カ年間の見通しが、大体三万九千ヘクタールというふうに考えております。このほかに区画整理事業で一万四千ヘクタール供給する。合わせまして七万五千ヘクタールの新しく必要とする宅地を供給すれば、全体として九百五十万戸の住宅が建つてあらうという計画になつておるわけでございます。

○波谷邦彦君 九百五十万戸と一口に申しまして、その中身はどうなんですか。

○政府委員(多治見高雄君) 中身と申しますといろいろございませうけれども、一番大ざっぱに申し上げますと、九百五十万戸のうち公的資金によります住宅が三百八十万、それから民間の資金によります住宅が五百七十万というふうになつておりますが、公的資金の中には、公営住宅で供給するもの、住宅金融公庫の融資によりまして供給する住宅、それから公団が建てます住宅、それぞれ内訳をきめてございまして、何らかの国の資金の関与する住宅を三百八十万戸というふうに想定いたしております。

○波谷邦彦君 さらに家の構造でございませうけれども、どんなふうになつておりますか。

○政府委員(多治見高雄君) 九百五十万戸は、先ほど御説明申し上げましたように、民間の、われわれ自力建設と申しておりますけれども、それが五百七十万戸でございます。公的資金によります住宅は三百八十万戸ということになつております。その中で、構造的にどうだという御質問でございますが、その中の公団が建てて貸しますあるいは分譲いたします住宅につきましては、これはもう耐火構造ということではつききまつております。それから公営住宅につきましても、ほとんど九五%以上耐火構造で、いわゆるコンクリートで建てる住宅を供給するということになつております。公庫の融資いたします住宅につきましても、構造上の制限がございせんので、できるだけ地方住宅供給公社等を活用いたしまして、耐火構造で建てる住宅をふやしたいということで努力いたしておりますが、個人の貸し付けにつきましても、木造につきましても融資の道が開かれておりますので、構造につきましても特定の制限はございせんので、どういふ構造の家が建つかということとは、計画でははつきりきめてございせん。それから民間の自力建設の五百七十万戸につきましても構造上の制約がございせんので、どれくらい構造の、耐火にするか、木造にするかというところにつきましては、一応計画には策定いたしております。

○波谷邦彦君 そうしますと、一戸という基準はどういうふうにお考えになつていらつしやるのですか。

○政府委員(多治見高雄君) 住宅政策上、居住水準が一番問題でございまして、第一期の五カ年計画におきましては、小人数の家族、三人までの家族につきましては九畳、それからそれ以上の、四人以上の家族につきましては十二畳ということに居住水準をきめておつたのでございまして、今度策定いたしました五カ年計画におきましては、三人までは九畳、四人以上につきましては十二畳以上で、人数のふえるにしたがいまして一人当たり一・五畳という量数を増す。したがつて、要するに住宅の規模がふえるわけでございまして、そういう居住水準の向上をはかつて建てていくという計算でございませう。

○波谷邦彦君 次に、七万五千ヘクタールの土地のあり方ですが、態様でありますか、それは都心ですか。都心地域はどれくらい割合であるのか、それから郊外地域がどれくらいあるのか。

○政府委員(多治見高雄君) 御承知のように、昨年度都市計画法の改正が行なわれまして、新都市計画法の制定が行なわれたわけでございまして、それに従いまして市街化区域と調整区域というふうに分けてございまして、われわれの住宅建設計画では、この新都市計画法で定められました市街化区域の中というところで限定して考えております。

○波谷邦彦君 市街化区域というふうに一言で片づけてしまえばそれまでかもしれませんが、従来、線引きで非常に問題になつた経過があるわけですね。もう近年特にそのスプロール化現象が著しいというふうなことは、どういふふうに整理されて、これから具体案を立てられるのですか。

○政府委員(多治見高雄君) 新都市計画法の規定によりまして、現在線引きが進行中でございまして、大体現在の時点で八五%程度線引きが完了しているというふう聞いております。実は、私、

所管でございませんで、はっきりしたことは申し上げられませんが、大体近い将来、その線引きが終了するということになっております。したがって、新都市計画法の規定によりまして、市街化区域内は十年以内に都市施設を整備するということを目標に実施されるわけでございしますが、住宅建設もそれに合わせて、市街化区域内で住宅を建設するというたてまえにいたしているわけでございます。

○渋谷邦彦君 従来、公営住宅の場合でもそうでございすけれども、住宅が建ちましてから道路が建設されるという逆の方向をいつもとっているらっしゃるんですね。これはもう最大の欠陥なんですよ。これは私が何も知ったかぶりして申し上げる必要ないんですけれども、アメリカに見るまでもなく、ヨーロッパに見るまでもなく、最初道路ができてから住宅が建つというのがこれは原則じゃないかと思うんですね、しろうと考えていたとしても。それで、当然それには下水等も完備して初めてそこに住宅が建つと、そこまでのやはり構想を持たれた上に立って、先ほど申された五、六十年間に七万五千ヘクタールの土地に九百六十万戸を建設されるという御方針なんですよ。

○政府委員(多治見高雄君) ただいま御質問にありましたような現状でございまして、確かに日本の住宅建設、諸外国に比べて、そういった環境施設の整備を待たずに住宅だけがばかばかと建つという感じ、いままで御批判を受けているわけでございます。それで、われわれといたしまして、できるだけ早くそういった都市環境施設を整備して、それから住宅をそれに合わせて建てるというのが理想であるとは考えますが、実際問題といたしまして、いままで、とにかく住宅建設に全力をあげていかぬということで、そういった道路、下水等についての施設ができる前に住宅のほうが先に建ってしまった、入居者の方に御不便をおかけするのが現状であるということは、われわれも十分認識いたしております。したがって、それ

ういった点についての調整を今後できるだけ力を入れていかなきゃいかぬということは、われわれも十分承知いたしておりますし、反省いたしております。今後ともそういった面には努力をするつもりでございしますが、まあ現状を申し上げまして、御承知のように、なかなかうまくいかないというのが現状でございしますが、大体、最近そういった面についても各担当部局、たとえば道路なら道路、下水道なら下水道という担当部局もだんだんに理解を深めまして、われわれの住宅建設とベースを合わせてそういった都市環境施設を整備していくということの必要性についての認識が深まったというふうな努力が必要でございすので、今後は、もちろん相当の努力が必要でございすけれども、そういった方向で住宅の建設を進めたいというふうな考えでございす。

○渋谷邦彦君 先ほど来から住宅局長もお聞きのとおり、この制度が制定された際には、魅力ある価値あるものにしていきたいということをししばしば言明されていらつしやる。しかし、いま何う限りにおいては、現状としては非常に困難だと、ただ、これから努力を重ねて少しでもそうした理想に近い状態にしたいという御答弁。いままで私たちがそういう住宅に入っている人たちがいろいろ不満を聞くんでは。やと自分の家に入れたと、しかし環境が——あるいは遠過ぎると、道路が悪いと、いろいろそういう不満があるんですね。おそろくその点については局長自身もよく御存じだろうと私思います。そうしますと、一体何が魅力があるのだ、何が価値あることになるんだと、こういう矛盾がまたぞろ出てきまして、せっかくこういう制度がつくられまして、常に相矛盾した方向というものを歩まねばならないのではないだろうかという心配があるわけですね。そこで、きょうは大臣がいまさんから責任ある御答弁は求められないかもしれませんが、いままでも多年の経験を積まれてきた局長として、当然いま申し上げたことは、理想論じゃなくてこれを現実化していかなければならない。高度経済成長

だなんて一方においてかっこうのいいことを言いましたも、実際問題としてそういうところになんかひずみがあるわけですよ。その是正もなされないままに何が魅力あるものでかと、何が価値あるものか、こういうまた抵抗が出てくることは必然だと私は思う。したがってそれを並行的に行なっていくかというところの、あるいはやはりいろいろな環境整備というものと相まって住宅というものをおこれからも基本的な考え方として進めていかねばならないのか。努力をされるということになれば、それで尽きちゃうんですけれども、何かそれについての今後の方途として具体策をお持ちじゃありませんか。

○政府委員(多治見高雄君) 先ほどお答え申し上げましたように、新都市計画法の考え方そのものが一応線引きということで、環境の整備を早くやるという区域と、まあそうでない区域と分けて、その区域の中では、要するに市街地の環境整備をしつかりやりたい、集中的に環境整備をやりたいという精神で新しい都市計画法ができていまして、うふうにわれわれ考えておりますが、その中で住宅建設を進めます場合に、従来よりはずっと環境整備の施策が順調に行なわれて、環境整備がされるであらうという期待を持っているわけでございす。確かに一つの住宅を建てます場合に必ずしも——住宅ができたときにはもう道路もちゃんとできていて、下水もちゃんとできていて、その他の環境としても全部整備できているというのが理想ではございまして、なかなかそれはむずかしいというところは御承知のとおりでございまして、ただできるだけ早くそういった環境の整備ができた条件のもとで住宅の建設ができるようにということで、新都市計画法の精神もそういったことを一つ含めて考えられているというふうに理解しておりますので、従来よりはその点は改善される。したがって環境整備のできたところに住宅が次々できるといふ姿をわれわれは考えておるわけでございす。

○渋谷邦彦君 それから土地の問題については、まあ直接所管じゃないとおっしゃられればそれまでもかまいませんが、住宅を建設する立場の責任者であれば、当然土地の問題もお考えになつていらっしゃると思うのでお伺いするんですが、先ほど来から土地の暴騰等からいって、土地の取得が非常にむずかしい、できることなら将来は先行取得をしていきたいというふうなこともございまして、どうですか、この土地の取得については、これからこれを容易ならしめる——勤労者がこういう地域について土地がほしいというときにたやすく入るといふような今後の見通しありますか。

○政府委員(多治見高雄君) たいへん端的な御質問で、ほしいと思う土地がたやすく手に入るかと言われますと、非常にむずかしいというふうにお答えする以外にございせんけれども、ただ地価の問題につきましては、まあ関係協議会もできまして、この地価の安定策については政府をあげて努力しているというのが現段階でございまして、われわれといたしましては、現在の段階では、そういった施策が徐々に効果をだんだんあげていくんじゃないかという希望を持っておりまして、特に地価公示制度等も、相当な効果を近い将来あげていくんじゃないかという期待を持って実は建設計画を立てているわけでございす。ただ、私、その土地問題の所管でございせんけれども、住宅を建てる側の立場といたしまして、やはり地価の安定ということは一歩強く要望するわけでございすけれども、その中で先ほど申し上げましたような土地の需要、五、六十年間に九百五十万戸の住宅を建てるための土地の必要面積、それから新都市計画によりまして市街化区域内におきましていかに利用可能な土地、この物理的な比較を考えますと、通常常識的に考えられておると違ひまして、相当余裕があるというふうに見えているわけでございまして、土地に対する国民の飢餓感といえますか、土地がないという感じにないに、市街化区域内でも十分これだけの戸数を消化できる土地の余裕があると

いうふうに考えておりますので、あとは現在の地価対策が功を奏すれば安定した土地の供給が行なわれて、住宅の建設もスムーズにいくんじゃないかというふうに期待しているわけでございます。

○渋谷邦彦君 地価対策が功を奏してくればというところでありますが、そうした法律の網をくぐりまして、一般の不動産業者といいますが、不動産業者というよりも——全部を申し上げては非常に失礼かと思いますが、一部の悪徳不動産業者の手によって地価の操作というものがなされてどんだん高騰する、こういうこともわれわれとしては聞いていたわけであります。ですから、そういう一つの予防措置というような観点から、たとえば都心に民有地がある、それから郊外に国有地があるといった場合に、その交換といったことも住宅対策の一環としてお考えになつていないでしょうか。

○政府委員多治見高雄君 土地問題、所管違いでございますので、的確にお答えできませんが、私ども、住宅建設計画を立てます場合に、現在の国有地を十分に活用しようということを一つの目標にしてございまして、したがって、国有地なり公有地がありまして、これをどう活用すればいいかということについては、非常に調査も進めておりますし、その活用のしかたについても検討いたしておりますので、御質問のような交換云々という具体的例はわかりませんが、国有地の活用につきましてもいい方策があれば、そういう方策を十分に活用したいというふうに考えるわけでございます。

○渋谷邦彦君 私、なぜそんなことをお尋ねしたかといいますと、たとえば東京を例にとつてみた場合、勤務地が東京都心という場合が非常に多いわけですね。それから通う場所を考えた場合、先ほども、先ほどの御説明にもありましたように、今後、市街化区域あたりを整備して住宅を建てる、そうすると、そういう遠方のところから都心まで来られるまでの交通費、あるいはそれに要するいろんな精神的な問題もありますよ。買物をするにしても、やはり都心に出たほうが安い。いろいろ

なそういう経済的な問題がまたからんでくるわけですね。したがって、でき得ることならば、不便な郊外よりも都心にできるだけ勤務者の住宅を建てようという方策が必要ではないだろうかということ、交換が考えられないかというふうに申し上げます。それはその程度にしてやめておきたいと思ひます。私は、住宅局長に対してはそれだけで結構です。

大臣、お聞きのとおりなんです。ただいま専門的な立場からいろいろ所管のことを伺ったわけですが、はたしておっしゃったとおりに意欲あるものになり得るだろうか。それは、これから年月をかければできないこともないでしょう、この法律の一つの突破口にして足がかりにして、これから努力をして改善していくことになれば、とにかく制度さえつくつておけばいいんだということでは、あまりにもやはり策がない話ではないだろうか、こういう感じを受けるわけですね。先般も私は御質問申し上げたように、当初の原案から全然まるきり後退しているわけですよ。当初立てられた原案のほうがまだましであつたろうという私は印象を受けるわけです。そうしたいらうな今日までのからみというものを考えてみた場合、はたして大臣が——まあこういうことを申し上げてはたいへん失礼かもしれませんが、おっしゃるのとおりの方角に向かって改善がなされていくであろうかという疑問がぬぐい切れない、こういうわけでありまして。

そこで、この持ち家制度について、さらに労働省としての考え方というものをお尋ねしたいわけでありまして、先ほど来から質問を聞いておいて、いま一体一番家をほしがっているのは——これは全部そうだろうと私は思うのですけれども、特にやはり私は低所得階層の方々が一番切実な思いではないだろうか、こういうふうな判断するわけなんです。しかし、これを見る限りにおいては、はたしてそういう恩恵というものが与えられるだろうかという感じがぬぐい切れないわけですね。どこに一体恩恵があるのだろうか。

はたしてその預貯金にしても、先ほど来から総理府統計を通しましていろいろ個人の預金の平均値をお出しになっていらっしゃる。あの金額というものはあくまでも平均値でありまして、しかし一人一人尋ねてみますと、とても預金ができるような状態ではありません、こういう声を私はぜひ聞いいております、実際問題として、そういう場合に、一体この法律というものがどういうふうな適用されていくのだろうか。もし家がほしいと、この制度に加盟してやることによつて、五年くらいの間には家が持てることになると、しかし、金を返すというこの段取りになると、とてもいまの収入では払い切れないというふうな、いろいろなそういう問題が出てくるわけなんです。そういう点について、それをどういうふうに一体そういう方々に対して、いや、持ち家というものは必ず持つていかなければ、あなたの家が持てるようになりますよと説得力があるという啓蒙のしかたというものができるかどうかですね。非常に抽象的な言い方ですけども、その点、大臣いかがでございますでしょうか。

○国務大臣(野原正勝君) なかなかむずかしい問題でございます。渋谷さんの御質問、どうも的確にお答えは困難でございますが、そうかといつて低所得の方々も、将来やはり財産形成のための貯蓄をすることによつて道は開かれていると、所得が低いから貯蓄をしても意味がないというので貯蓄をしなかつたら、いつまでたつても貯蓄はできないんであります。家もできません。そこで、やはり貯蓄というものは、それに対する勤労者の熱意、意欲で貯蓄を願うと、それに対して国がやはり大いにこたえてこれを援助するという政策を明らかにする。その援助のしかたが必ずしも十分でないといえども、これは十分ならしめるように努力する必要があります。今回の財産形成促進法は、あの意味においては、どうも一つの突破口を開くという、あらゆる面で不十分過ぎるぐらいでございます。

すが、これもいたしかたないと。これは十分でないから、それじゃやめだと思ふが、そういうことになつたんではどうもこれは困るわけで、十分ではないが、やはり何とかこれをよくして、こういう努力がこれから大事だと思ひます。

そういう点で、この法律だけではどうも必ずしも十分でないことはわかつておりますが、さればといつて、これを十分でないからやめろと言われれば、どうもこれは困るわけです。そういう意味で、これは少なくとも我が国において豊かな勤労者生活の実現に向かつて一歩を踏み出そうということ、これをひとつ買つてもらいたい、そういう気持ちで、この法律が通るか通らぬかという段階で将来の改定論を言うわけにもまいりませんけれども、西独あたりでも幾たびか改正を加えられて今日のようになつたということを聞いております。

したがって、これはやはり先を考へて、やはり勤労者の方々のそうした御理解を願ふならば、そういう大衆が背景にある、その願望を実現するのだということにおいて、われわれは総力をあげてこれをよくしていくという努力を積み重ねていけば、必ずこれはある時期においては非常に大きな効果を發揮できるものというふうに考えます。

勤労者は、まあ私どもも身辺にもたくさんおりますけれども、やはり若いときからまじめに、わずかながらでも貯蓄をしたという人が、いまではやりくりして家をつくつたというまじめな、奇特な青年を私も知っております。やはり出発点にあつて、そういうほんとうに意欲を持つてやるかどうかというところだと思ひます。したがって、この意欲を十分に政治が正しく考へて伸ばしてやるような政策を加えていくということに努力目標とするものであると、これは今後大いに努力を要するものであると、その努力いかによつては、これは必ず成功するであらうし、またあくまでも成功させないやらないというふうな気持ちで考へておるわけでございます。その意味で、この法律については、これはひとりで政府のみならず、この法案に対する御審議をわすれずした諸先生方

が、これもいたしかたないと。これは十分でないから、それじゃやめだと思ふが、そういうことになつたんではどうもこれは困るわけで、十分ではないが、やはり何とかこれをよくして、こういう努力がこれから大事だと思ひます。

そういう点で、この法律だけではどうも必ずしも十分でないことはわかつておりますが、さればといつて、これを十分でないからやめろと言われれば、どうもこれは困るわけです。そういう意味で、これは少なくとも我が国において豊かな勤労者生活の実現に向かつて一歩を踏み出そうということ、これをひとつ買つてもらいたい、そういう気持ちで、この法律が通るか通らぬかという段階で将来の改定論を言うわけにもまいりませんけれども、西独あたりでも幾たびか改正を加えられて今日のようになつたということを聞いております。

したがって、これはやはり先を考へて、やはり勤労者の方々のそうした御理解を願ふならば、そういう大衆が背景にある、その願望を実現するのだということにおいて、われわれは総力をあげてこれをよくしていくという努力を積み重ねていけば、必ずこれはある時期においては非常に大きな効果を發揮できるものというふうに考えます。

勤労者は、まあ私どもも身辺にもたくさんおりますけれども、やはり若いときからまじめに、わずかながらでも貯蓄をしたという人が、いまではやりくりして家をつくつたというまじめな、奇特な青年を私も知っております。やはり出発点にあつて、そういうほんとうに意欲を持つてやるかどうかというところだと思ひます。したがって、この意欲を十分に政治が正しく考へて伸ばしてやるような政策を加えていくということに努力目標とするものであると、これは今後大いに努力を要するものであると、その努力いかによつては、これは必ず成功するであらうし、またあくまでも成功させないやらないというふうな気持ちで考へておるわけでございます。その意味で、この法律については、これはひとりで政府のみならず、この法案に対する御審議をわすれずした諸先生方

が、これもいたしかたないと。これは十分でないから、それじゃやめだと思ふが、そういうことになつたんではどうもこれは困るわけで、十分ではないが、やはり何とかこれをよくして、こういう努力がこれから大事だと思ひます。

そういう点で、この法律だけではどうも必ずしも十分でないことはわかつておりますが、さればといつて、これを十分でないからやめろと言われれば、どうもこれは困るわけです。そういう意味で、これは少なくとも我が国において豊かな勤労者生活の実現に向かつて一歩を踏み出そうということ、これをひとつ買つてもらいたい、そういう気持ちで、この法律が通るか通らぬかという段階で将来の改定論を言うわけにもまいりませんけれども、西独あたりでも幾たびか改正を加えられて今日のようになつたということを聞いております。

にも特段の御協力を願って、りっぱなものにこれから進めていくことに御協力をいただきましたものと考えております。

○政府委員(岡部貴夫君) お許しを得まして若干事務的に、補足的に説明をさせていただきます。御指摘のように、私も、この制度がはたしてほんとうに活用されて、現実には家が建つかどうかということについては、まあ率直に言ひまして、懸念しておるわけです。そこで、いままでいろいろな意味で、なぜ勤労者に持ち家住宅がなかなかできなかったのか。その一つは、個人的なローンという形でやるとしてもできないということ、これは端的な事実であらうと、そこでやはり事業主の力をひとつここで引き出す、それと同時に、国と地方公共団体がこれに対していろいろな形の援助をやる、そういう総力をあけてやると何とかなっていくんじゃないかと、たとえば企業の規模別に見た持ち家援助実施の事業場等が何らかの形で自己の従業員の持ち家援助制度を実施しております。そのうちで約五千人以上は九割二分、それから規模が小さくなるに従って、たとえば千から九百九十九人、要するに千人未満五百人以上は約五・一五と、それから小さいところでは百人から二百九十九人が約二・四と、こういうようなことでございまして、一応いろんな形で援助制度が行なわれている、これも一つの事実でございまして、そこで、この制度の一つの大きなのは、融資をする場合に、個人ではなかなか信用力もないし、担保力もない、そこで事業主を通じて低利長期の資金を借り受ける、いわば事業主が借りて、それを媒介として住宅資金のローンを間接的に受けるという形にするしかなくというところで、事業主を融資対象にして、その場合にも、先ほども申しましたけれども、事業主が借りる場合に、何らかの形で住宅の持ち家援助制度をやっ

ているものに限るんだということに融資対象をいたしまして、どんな事業主でもすべての事業主に貸すんじゃないんだということにくりをつけましたのもそういう意味で、いろいろな計算のしかたはあると思いますが、たとえば持ち家の取得費を——これはいろいろのあれがありますが、五百万円ぐらいを一応のめどとして見る。その場合に、いろいろな積み立てその他で五十万の自己資金というか、頭金程度のもを準備させる、あと三百万円をこれは事業主が立てかえて返済するという形になると思いますけれども、そういう場合に三十年、年六分五厘ということに総計いたしまして、歩払いにしてまいると、第一回の支払い額は月額で二万九千円ぐらいで、あと漸次十年後には二万三千円、二十年後には一万六千円ということになってまいる。これを一般の市中の住宅ローンの利用ということにいたしますと、初回が同じような計算をいたしますと五万九千円、五年後に四万四千円というふうなことになる。一般の住宅ローンというふうにいたしますと、なれば、とうていこの歩払いのほうもなかなかうまくいかないし、そういうことに相なりますので、これは比較論になるかと思いますが、もしこの制度がそういう形で運用されることになるならば、少くとも実現可能な範囲に入ってくるんじゃないか。その前提をいたしましては、冒頭に申しましたように、事業主の持ち家協力、それからそれに對するまた国ないし地方公共団体のいろいろな援助、これはたとえば宅地の整備その他につきまして地方の住宅供給公社なりなんなり、そういうところが十分この制度の活用協力できるような体制は、いろいろこちらからも要請をしたいと思います、そうしていくというふうな、総力をあげてやってまいりたいというふうな考えでおりますので、強弁をするつもりではございませんが、一応そのようなことも頭に描きながらこの制度の実効を考えている次第でござい

○渋谷邦彦君 そこで、先ほどもこれは問題になったのですけれども、大企業、いわゆる強力な事業体はそれでけっこうだと思ひます。私も愛知県の出身ですから、その周辺のいろいろな事業体は見えています。御存じのとおり、中小企業が圧倒的に多いでございます。特に機屋なんというものは五人前後です。そういう場合に、事業主自身が一体融資を受ける場合に信用の対象になり得るかどうかという問題も出てくるでしょうし、先ほど冒頭に申し上げましたように、一番私は念願しているのは、むしろ低額所得階層である。一刻も早くやはり自分の家に住んで、そしてまあ自分の家という安心感と、それから希望というものを織りまぜながら仕事に精が出ると、これはおそく共通した念願であらうことは申すまでもないことだと思ひます。したがって、そういう場合に一体どうなるんだらうと、はたしてそういう一つ一つ、こまごましたところまで融資の対象にこれから実際にそこに従事している人たちの給与体系というものを考えてみた場合に、これは比ぶべくもないほど低い状況というものは、いまだに指摘されます。そういう場合に、返済能力が一体あるだらうかというふうなことも考えられるのです。そういうことについても、一体この法律が準備された場合に疑問点があるということなんで、これはもう一べんひとつここで整理してまとめて答弁してください。

○政府委員(岡部貴夫君) 御指摘の点、特に低額所得者にはたしてこの制度がうまく活用が乗ってくるかどうか、先生の愛知のお話もございましたけれども、実は先般、愛知の中川地区の中川鉄工協同組合という中小企業の協同組合、それに加盟してある各事業場が二十五社ございまして、その二十五社の従業員の方の希望者について分譲住宅をつくって、百八戸完成をしたんでございまして、その様子を聞きまして、実は弥富町でございましたが、愛知の。その土地を町が非常に安く提供してくれた。そこで協同組合が年金福祉事業団から融資を受けて百八戸を建てた。それは土地つきでございまして。土地が約四十坪、四十五坪からまあそのくらいでございまして、建て屋が十五坪、これで一戸で三百万足らず、二百数十万。これが土地つきで各事業の従業員に分譲できるようになったということで、これは月々にいたしますと一万二千円で、各従業員からは月賦償還をするのだと、こういうような事例がございまして、それを聞かされたわけでございますが、この場合に、中小企業のそれぞれの方の賃金がどの程度かということまでちょっと私はわかりませんが、中小企業の従業員の方にございまして、特に協同組合の関係の方が非常に御熱心であったというところもございまして、また地元の弥富町のほうでも非常に好意的にいろいろ土地のあっせんもやりました。それから、建てる業者の方も非常に薄利と申しますか、ということであるというやうな、いろいろな事情があったようでございますけれども、ともかく一つの形といたしまして、中小企業の従業員がその中小企業の方々と協力して何とかその従業員のための持ち家ということに努力をいたしました場合、現実には実現可能になるのだということを言っておられましたが、私どもとしては、御説のように、本来ならば、特に低所得層に對しましては何らかの形の財政的な補助も、いわゆるプレミアムというふうな形でつける制度も織りまぜるとたいへんいいというところで、当初はいろいろと計画をいたしておりましたけれども、この最終的な段階におきましては、なかなか減税と、プレミアムというふうな逆減税的なものが制度的に必ずしも税調その他でもいろいろ問題が提起されたいいたしましたので、そこで、ともかく制度を策定して、その限りにおいてできるだけの努力をしてみたい、さらに現実にはつきりした姿がそこに出た場合に、それを基礎に今後さらに制度の改善をしていくということにするしかなくというところで踏み切ったわけ

ただ、先ほど例に引きましたような事例から見ても、事業主が、特に中小企業の場合には協力して、従業員のための持ち家住宅を共同していろいろやっていくというところに、個々の企業ではできない、また個々の勤労者にはできない場合もある程度可能になっていくというようなこともございまして、特に法案の十三条で「事業主の協力等」ということで、その点を明記いたしましたのもそういうところにございまして、運用に当たりますと、その辺の総合的な力をどう結集してこの制度が活用されるようにするか、その辺について十分具体的に有効な運用のしかたをまた考えて、先生御指摘のような点は重々懸念されますので、それが個々の何といいますが、疎外要因を除いてやっていくということに相ならうかと思っております。御理解をいただきたいと思っております。

○渋谷邦彦君　まあそれは今後またねばならないということになりますね。

次に、やはり貯金の問題なんですけれども、これも先ほど論議されたところでありまして、佐藤さんが総理大臣に就任して六年余、物価安定をはかると公約されておりましたが、この六年余の間に、私の記憶に誤りがなければ、約七〇％近く消費者物価が上がっている。そうした点を考えてみた場合、先ほどの御答弁の中にありましたように、既存の制度あるいは政策というものがやはり並行的に実施されていかなければ、せっかくこういう制度ができて、それはもううまくいかない、こういうことであったように思います。しかし、一方において、政府自身も十分それのみ込んでおられるように、片方ではほとんど物価が上昇する。いわゆる一つのインフレ傾向ですね。そうすると、先ほど減価とおっしゃった、答弁の中に、貨幣価値が下落します、どう考えても。この辺の一体これからの操作というものは、どう考えていかなければならないのか。せっかく意欲を持っていま大臣答弁にもありましたように、その意欲を助長させるために、政府としても国としても何とか助成してあげたいという気持ちは十分

多といたしまして、はたしてその意欲を助長させるだけの現在の経済環境というものであろうか。これはだれが見てもそうではないと思うのです。早い話が、これはこの新聞でございまして、社説の中にもございまして、若い人たちにアンケートを送った。あなた方貯金する目的は何だと聞いてみますと、家を建てたいとか何とかという答えは一つもないのです。いざというときに備えて——いざというの、病気に備えて、災害にもあわなければならぬということございましょう。それに対する備蓄が一つ。それから第二点は、結婚資金、それから第三点はレジャー、こういうふうになっておまして、とても現在の収入では、あるいは物価高では家を建てよう、家を持とうというところは望むべくもない、望めないというところを象徴的に物語っているようなアンケートの結果が出ています。したがって、貯蓄奨励というものが本人たちの意欲をさらに向上させて財産形成の一翼をになうものであるのだから、大臣としては、そうした疑問を払拭していただくために、勤労者に対して、こうこういいう観点から絶対その心配は御無用であるというような確信ある御答弁をいただきたいと思うのです。

○国務大臣(野原正勝君)　どうも確信ある答弁というのはいかなかなかむずかしいのですが、これはやはり要は、ほんとうに財産形成によって明かき生活——自分みずからその努力をするという意欲を持っていただく以外にない。さつき局長の答弁の中にありました、中川鉄工団地というのは、私も見ました。非常によくいってございまして、これはやはりあそこ理事長の加藤さんという方がたいへん熱心でございまして、百八戸の勤労者住宅をつくる際に、いかにしてりっぱな家を安くつくるかということにたいへん努力されて、たしか平均の建て坪は十五坪ですか、全部りっぱなかわらを敷いておまして、建築もなかなかりっぱで、床の間もあるし、十五坪ですから、たしか六畳が二間に四畳半くらい、それにお勝手とトイレ、バスもある。みんな縁側まであって、たしか庭もある程度あるようなことで、四十坪から四十五坪くらいな家です。土地は、完全な下水施設なども用意しております。実にそういう努力をしましてやっておるが、家賃は一万五千円、これを十数年払っておれば自分のものになる。ただその家賃をそのまま自分のサラリーから払っているのじゃないんだから、百八戸の人たちがこれか

らどうして家賃分くらいかせぐかということ、いろいろくふうしまして、何でも私への説明では、あそこ鉄工団地の奥さんが集まってひとつ内職をやろう、自分たちでできる仕事を。何か共同施設みたいなものをやりまして、そこで少なくとも一万五千円くらいのひとつ内職を始めるのだと言っておりました。内職の収入で家賃くらい全部払っちゃう。そうすればおやじさんのサラリーなんかにはあまり影響しないので、その努力でもって自分の家になるのだということも言っておりました。それからもしもいかにして、百八戸の方々の洗たくなどは共同施設をつくりまして、共同の洗たく所をつくった。そこで全部たてでやってしまおう。たいへん安くやって、こういう費用も一般の洗たく屋に払わぬでも済むようにしたり、あらゆる面でそういう創意くふうがあるのです。中小企業が、やはり組合長さんとか、そういう方々の努力いかんによつては、いかにして組合員や勤労者の方々の負担を軽くして、ほんとうにりっぱな生活を送れるか、実にどうも行き届いたくふうをしておる、努力をしておるということ、実は感服したのですが、やはり勤労者住宅の問題は、単なる住宅の問題だけじゃない。住宅を取り巻くいろいろな環境を整備する、みんながや

はり共同一致して自分たちの生活をより豊かにするという努力を積み重ねる。おのずからそこに生活の合理化なり、仕事に対する意欲を起すという面が総合的に集中されてたいへんな効果をあげておる事実を見てまいりまして、ことごとく感服をしたわけですが、これからの中小企業の行き方に対しては、努力いかんによつてはああい道があるのだ。これは普通ならば、一戸建てのりっぱな家ですから四百万以上もかかるでしょう。それがたしか二百八十万円以内でできておるというふうなことで、事実あれを見まして、これは勤労者財産形成の政策に最も参考になる問題じゃないかというふうにして見てまいったのですが、ああいった面を見るにつけて、どうもわれわれはもつときこまかに、勤労者財産形成という政策を具体的に進めていくに際しては、いろいろな面でやはりこれから検討すべき問題があるというふうに考えますが、幸いに渋谷先生お近くですから、ひとつとくごらんいただきまして、ああいう事例もあるというところをよく知ってもらって、ああいうようなものをこれから大いに育てる、守っていくということが勤労者財産形成に役立つのではないかと、うううに感じましたので、お答えにかえたわけですが、たいへん勤労者の努力をうううた方向に向けていくというために推進を願うということが必要じゃないかというふうに思います。

○渋谷邦彦君　確かに大臣おっしゃったとおり、私の質問と全然すりかわって答弁していただいたもので、すなわち、たいへん面はゆい、しかも自分の地域のことで、日本全国おしなべてそれを例にとられるとちょっと困るのですが、いま御答弁の中に私の気がついた点の一つある。奥さん方が共同洗たく所をつくらなければならぬとか、そういういろいろな派生的な問題が出てきています。できることならば自分の家に洗たくするような場所もほしい、それは当然の望みです。足りないと、これは奥さん内職をする。結局、なぜ内職をしななければいけないかという問題、まだそういうところの問題解決は残っているのです。だから私が申し上げておることは、諸般の政策というものがまだまだ未解決のものがたくさんあり

過ぎる。そちらのほうを強力に解決の糸口を一刻も早く見出し処理していただかないことには、せっかくこういうものをつくっていただかざるも死文化するおそれがあると思うのです。そのことを私は案じて申し上げておるのです。物価問題一つ取り上げてみたら、まだおさまっていないじゃありませんか。そして給料は安い、物価は高くなる。返済能力は一体どこから出てくるのか。それが考えたってそれは考えられることだといふことで、大臣としては、一体将来を展望してどういう確信を持ってそういう点の解決をはかりながらせつかくつくったこの制度を生かしていくのだと、これを聞きたかったのです。ほんとうは、その辺でちょっとごまかされてしまいましたけれども、いずれにしても、これを政府としても生かしていただく以上は、いま私も御注文申し上げましたとおり、片手落ちにならないようにやってもらいたいですね。

それからもう一つ、考えようによっては、これは非常にうがったものの見方かもしれないけれども、貯金をする場合も銀行と契約を結んでやるのでしよう。銀行はもうかりますね。何だか銀行をもうけさせるためにやっておるのじゃないか、こういう疑問に対してはどういうふうに弁明して说得しますか。

○政府委員(岡部實夫君) 実は、私も当初考えましたのも、何か銀行にもうけさせるといふのはおかしいのですが、有利に働かすことではないので、自分らの事業団でひとつもつばらやたらどろだらうかという考え方でいろいろあれしたのごさいます。いろいろ検討を重ねていくにしたがいまして、非常に数にのぼる勤労者の個々の預貯金を管理していくという、いわゆる銀行業務といいますが、そういうことをやるといういたしますと、相当な組織、人員、機械力その他を入れていかなければならぬというようにもございまして、そのすべれば、そのコストが一体どういふことになってくるかというようにもいろいろいらいさいに検討しなければならぬということで、そ

ういふことならば、むしろ、西ドイツでもそうございしますが、金融機関を十分活用していくしかなかろう。その場合には二つの条件がある。一つは財形貯蓄というはつきりした銘柄をつくる。これは一般の預金としてどこに入っていくか、かわからぬような形では困る。そこで財形貯蓄という銘柄をこれを取り扱う各金融機関は必ずつくる、そしてそういう形で預貯金をしていく。それからたまったものについては一定の割合を必ず勤労者の住宅建設のために回すのだ。この二つの条件が整うならば、ひとつ金融機関にそういう面の貯金の業務はやってもらおうじゃないか。こういうことで大蔵省銀行局ともいろいろ話をしまして、銘柄も設定しまして、それから一定の割合について御協力しまして、こういうことになったわけでございます。

そこで、いま御指摘の、どの程度の協力が可能なのか、これによりまして、銀行が不当にコストの低い預貯金をうまいこととるのかどうかという点にならうかと思ひます。そこで、三分の一ということが言われておりますが、これは先ほど申しましたように、腰だめでやるしかないもので、すから、いまどの程度の預金がたまるかというところがはつきりいたしません。そこで、少なくとも最低三分の一を割るようなことがあつては困る。それは今後の預金の積み立てられてきます状況、それからそれにどういふような銀行側としてコストがどの程度かかっているかというように、十分検討しながら、できるだけ勤労者の積み立てた金を勤労者が持ち家をつくるための融資に回すんだという方向で、今後銀行への協力も求めるという基本姿勢でこれについては対処してまいりたい。こういふような点につきましては、この審議会を置くことになっておりますが、審議会にも金融機関のほうの代表の方も入つてもらつて、その辺の協力についても十分取りつけるような体制をつくっていくとかいふようなことで、運営については、御指摘のように、金融機関が不当にこれによって利益を受けるというようにないよ

うに、原則として勤労者の積み立てた金は勤労者の福利のために還元されていくんだという基本の方針に立つて運用をしてまいりたい、こう考えております。

○渋谷邦彦君 くだいようですけれども、確認しておきますが、一たんそうして預貯金されたものについては、銀行としてはかつてに他に転用されるということが絶対にない、こう判断してよろしうございしますか。

○政府委員(岡部實夫君) 銀行といたしましては、これは全体の貯金については、資金としてはいろいろな運用をするであらうと思ひます。それからまた預貯金にしても、先ほど申しましたように、一年たつて引き出すものもございまして、いろいろなことがあろうかと思ひます。その辺の実情については金融機関等からも十分報告を求めて、それでたまった全体の資金がどう運用されていくのか、いろいろ金融機関として運用すると思ひます。しかしその運用の実情等、いわゆる預金コストあるいはそういった全体の計数をほじき出した上で、たとえば銀行から引き受ける場合の金利の問題もありましよう。そういったものも全部いろいろ調整した上で、私どものほうは、先ほど申しましたように、不当な利益にならぬということを保証してまいりたいといふことでございまして、金融機関が集まった金を全般的にいろいろ運用するといふことはあろうかと思ひますが、そのためにいま申しましたようなことにならぬように、今後の運用について十分厳重な歯どめをしてやってまいりたい、こういうふうに考えております。

○渋谷邦彦君 そうしますと、具体的な取りきめについては、これから細目をおきになるわけですか。

○政府委員(岡部實夫君) さようでございます。

○渋谷邦彦君 それから、先ほどちょっと出ました問題の中に、労使協約が結ばれなかった場合に、これはチェックオフはできませんね。そうした場合に、さつそく私どもとしては、審議会をできるだ

○政府委員(岡部實夫君) 御指摘のように、基準法の二十四条がござりますので、チェックオフをする場合には当然その規定に従ひまして、協定の規定に基づいて行なうといふことになりまして、そこでそういう事業主の協力義務がその場合に必要になるわけですね。そういう財形貯蓄をやりたいという発意は勤労者から出るわけでございますので、そこで第七条に「事業主は、その雇用する勤労者が勤労者財産形成貯蓄契約を締結しようとする場合及びこれに基づいて預入等をする場合には、当該勤労者に対し、必要な協力をするとともに、当該契約の要件が遵守されるよう指導等に努めなければならない」、こういうことを規定しております。これについては、もちろん罰則でどうこうということではございませんけれども、勤労者がこの法律に基づいて財形貯蓄をやるといふ場合に、申し出た場合には、当然それに対する協力を行なうといふことになっております。そこで、おそろく二十四条の場合の労働組合といたしましては、当然勤労者がそういう希望がある場合にはこれに協力すると思ひます。問題は事業主のほうの協力であらうと思ひますので、その点については罰則でどうこうということではございせんけれども、ここに事業主の協力義務をうたいまして、事業主もこの制度を十分理解して、具体的に協力して必要な手続をとるよう規定をいたしたわけでございます。これによりまして事業主も十分協力をすると考えます。そういうような指導をしてまいりたいと思ひます。

○渋谷邦彦君 この法律ができて、新しい制度が出発するわけですけれども、かねてから私は思うんですが、政府のこの種のPRについては、実的に射ない場合のほうが多過ぎるのですが、浸透しないのです。したがってこれからいろいろな形で啓蒙というものが行なわれていくのだからと想像するのですけれども、具体的にどういふふうないまPRのしかたを用意されているのですか。

○政府委員(岡部實夫君) 法律が通りました後に、さつそく私どもとしては、審議会をできるだ

け早く発足させたい、ここでもいろいろな御意見を承りながら、まずスタートが非常に肝心でございますので、その辺の路線をひくことにしたいと思います。

それから私どもの具体的なPRのしかたでございますが、これにはいろいろなことが考えられると思います。まず第一に、やはりこの制度で一つの大きなねらいは、事業主の協力を求めるということでございますので、事業主側がこれにそつぽを向いてしまふということではどうにもならぬと思います。したがって、かつてはそうでもございまして、事業主も含めた財産づくり懇談会というふうなことをいたしましたけれども、この審議会の中にも使用者代表も入つてもらつて事業主のほうの十分その意向も反映しながら、協力を求めながら進めていく。そういう意味で事業主に対する協力をこの事業主の代表機関を通じて取りつけていくということにしたい。それと、これに関連する団体それぞれございまして、それが、そこらにもそれぞれの角度からこの問題について協力をしていく、そのための体制を組むのだというところをそれぞれの機関の代表を通じて組織的に進めてもらう。一般的なPRは、これはそれぞれの私どもの出先機関を通じて事業主あるいは労働組合に呼びかけていく。こういうようなことで、まず基本的に各関係者の代表に十分理解させて、それからそれぞれの組織におおしく、こういうことで進めてまいりたいと思つております。

では、これは労働者の方は了解しないと思ひます。どうせ政府のやることだ、どうということはないだろう、たいしたことはないやしない、これでは何にもならないと思うのです。したがって、やはり意のあるところを、一年後にはこうしたい、そのための予算の裏づけはこうもしていきたい、さらに五年あるいは十年間という長期的展望に立つて見た場合にはどうもしていきたいというふうな抱負があらはになるのではないだろうかと思ひますので、最後に締めくくりにして、いままでのことを整理して、そのことを伺つて私は質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(野原正勝君) 財産形成につきましては、まず基本方針をつくりまして、これを審議会におはかりいたしまして、審議会の御審議をいただいたと同時に、これに対しては、おそろく年次計画等もつくる必要があると思ひますが、問題は予算でございます。四十七年度予算の編成の要求を立案いたしまして、強力に政府をしてこの財産形成促進法が十分に実効を發揮できるように予算措置を講じたい。

同時に、将来に向かってこれを十分労働者各位に御理解をいただくための十分なPRも必要である、あるいは今後これに対する利子補給その他、あるいは当初の案にございましたような持ち家の前提としての土地の先行取得、そういったものに對する対策を講じたい。これはできるならば四十七年度から相当の予算をもつて土地の先行取得も行ないたいものだといふふうに考えております。

いづれにしましても、これは将来労働者の皆さま方の御理解をいただくには非常に大きなものに伸びていくと考えておりますので、いろいろ御意見もございまして、将来、皆さま方のこの委員会において御指摘をいただきましたような種々の問題につきまして、今後積極的に進めてまいりたいといふふうに考えております。

○佐野芳雄君 この前の委員会、一応の政府側の考え方を聞きまして、あとさう詰めて御質問をいたしたいといふことで出てきましたが、そこ

で御承知のように、民社党の西村さんがなくなりまして、その党葬がございましたので、戦前からのお遊もございましたので、そのほうへ行つておりました。おそくなりまして、時間がだいたいたつていふのでございまして、同僚議員からあるいはいろいろ御質問があつたと思ひますが、そのことを承知いたしておるもので、また、あまりダブつてもどうかと思ひますから簡単に御質問を申し上げたいと思ひます。

特に今朝来、私のほうの小柳理事とこの法案の持つておる内容その他について、まことに不満足でありますので、そういう点についての究明と申しますか、分析を少しやりたいのですが、とてもきょうは、そういう意味からいいますと、打ち切りにはならぬと思ひますが、いろいろ無理を言つておりましたけれども、いまこちらへ参りますと、与野党の中でのいろいろ私たちの思つておりました問題がある程度話し合ひがついたようでございますので、そういう点も含めまして、あまり多くをしゃべらないことにしたいと思います。

そこで、この際明らかにひとつ大臣の見解を伺つておきたいと思ひますが、この間の委員会でも、私は、特にILOの労働者住宅の勧告についていろいろお尋ねをしたんですが、重ねてきょう確認の意味で言つておきたいんですが、このILO住宅勧告の「国の住宅政策の目的」というところで、「十分かつ適切な住宅については、その家賃又は購入代金のため、労働者がその所得の合理的な割合をこえる負担をしないことを目標とすべきである」、国の政策目標を明らかに——ILO条約勧告の三五六ページです。そういう国の住宅政策に対する目的を明らかに示しておるんですが、この精神をあくまでやはり大臣は尊重する考え方を今後持つていかれますかどうか、まずそれを聞いておきたい。

○国務大臣(野原正勝君) 御趣旨の点はまことに同感でございます。もとよりその点を十分考えまして、家賃または購入代金等のため、労働者がその所得の合理的な割合をこえるような負担は行な

わないように努力したいと思ひます。

○佐野芳雄君 そこで引き続き、この間も申し上げたんですが、きょういろいろ与野党の理事さんのほうで御配慮いただきまして御苦勞願つておるようでございますので、これを追及するつもりはございませんが、やはりこの際確認をしておきたい。融資の項の十四、政府並びに使用者団体及び労働者団体は、協同組合及びこれに類する非営利の住宅協会の奨励すべきである。と明らかに規定いたしてあるんですが、その点も大臣、十分その精神を今後生かす決意をお持ちですかどうですか。

○国務大臣(野原正勝君) 十分その趣旨を尊重してまいりたいと思ひます。

○佐野芳雄君 それからこの法案の中身についていろいろ検討いたしておりますときに、特に労働省のほうで、あるいは皆さん方のほうでもよく話に出るんですが、使用者の協力を求めなければならぬ。私、それはけっこうだと思ひます。しかし勧告の精神の中には「使用者が提供する住宅」という一項を起して「使用者は、その労働者に対し自己の企業と関係のない公の機関又は協同組合その他の住宅協会のような独立の私的機関が公平の原則に基づき住宅を提供することの重要性を認識すべきである」ということを明らかにしておる。ということ、結局、使用者も労働者団体も自主的に行なう労働者のための住宅協同組合等については、十分奨励すべきだということを使用者にも要望をしておるわけです。その点も大臣認めますか。

○国務大臣(野原正勝君) その点は明確に尊重し、使用者の提供する住宅につきましても、われわれはその点を十分に、原則的に考えていきたいと思ひます。

○佐野芳雄君 そこで大臣、聞きますと、いつも尊重するといふので、それはそれでいいんですが、過重な負担をかけてはいかぬ、できるだけ労働者の負担はその収入に見合つて考えるべきだといふことになりまして、たとえば今度でございますこの財産形成法によりまして、この事業団の融資

をする場合の金利について、一体どのように想定されておられるのかということをお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(岡部實夫君) いま御質問の点は、まだ最終的にきまつておりません。決定いたしておりませんが、類似の機関から同じような性格の融資制度が現にございますので、それらとの均衡を十分とりながら、この制度の生かされるような方向に進めたいと思つております。まだ現実に確定的にきめておるわけではございません。

○佐野芳雄君 いま言われた類似の機関とは、たとえば住宅金融公庫、たとえば厚生省が所管しておる年金事業団等をさされますかどうですか。

○政府委員(岡部實夫君) そういったような機関を考へておきますと同時に、そういったものの中で、特に融資などは、持ち家に対する融資というやうなものが直接比較し得るものと考えておるわけでございます。

○佐野芳雄君 いま申し上げました公団、住宅金融公庫あるいは年金事業団、ともにこれは貸し出しもやつておりますけれども、大体がいわゆる分譲のための融資なので、いわゆるあなたの方の言われる持ち家のための融資、だからその金利があなたの方の標準になりますねと聞いておるわけですか。

○政府委員(岡部實夫君) 大体そういうことになると思ひます。

○佐野芳雄君 そうしますと、御承知のように、住宅金融公庫は年利五分五厘、年金事業団も五分五厘、労働者に対する融資については、それは御承知でしょう。

○政府委員(岡部實夫君) そういった特に低利の金利による融資であることは承知いたしております。ただ、全体的に事業主を通じて、特に大企業等の場合もありますが、そういったような場合には、またそれにふさわしい金利が考えられると思ひますので、その辺を参考に……。

○佐野芳雄君 それはたいへんですよ、そんな考へ方は、この法律は使用者のためにつくるんじゃないでしょう。使用者のためにつくるんですか。

そうじゃないんでしょう。使用者の便宜をはかることのためにつくるんですか。最近では住宅政策も変わつてきた、ILOの勧告も出てきた、そういうことであるから、労働者としての立場から、そこに働いている労働者のための住宅政策を考えるわけでしょう。何も使用者に気がねする必要はないじゃないですか。しかも、あなたが言われたところの類似の機関、政府の機関ですよ。住宅金融公庫、年金事業団、ともに労働者のためには五分五厘で、その持ち家に対する資金を融資しているわけですよ。それをあなたに初めその類似の機関の標準を尊重してと言つたんですから、具体的に五分五厘ですかと言へば——五分五厘と言ふ必要はないでしょうけれども、それに合うように努力をしないとというなら別ですよ。しかしいまの答えは答弁にならぬですよ。

○政府委員(岡部實夫君) 私が申し上げましたのは、もちろんこの制度自体は、労働者のための持ち家住宅建設の促進にあることは御指摘のとおりでございます。ただその手段方法といたしまして、事業主を通じて、事業主がその労働者のためにいろいろ措置をする、それと総合的に考へておるわけでございます。その場合に大企業でいろいろ現実には労働者のための住宅をつくる場合に、比較的容易にできる場合と非常に困る場合と、いろいろあるかと思ひますので、その辺について今後十分適正な検討をしなければならぬ。その際、御指摘の住宅金融公庫の融資につきまして五分五厘という低利のあることも承知しておりますので、そういうものも十分参考にしながら、いろいろきめてまいりたいということでございます。いまの御趣旨の点も十分踏まえまして、今後具体的に検討してまいる、こういうことでございます。

○佐野芳雄君 それは局長、答弁が食い違つていますよ、あなたの考へ方も、使用者のためじゃないんですよ。しかもここできまります、この事業団のきめる金利は、使用者は関係ないんですよ。使用者が負担するんじゃないでしょう。事業

団のほうがきめた金利で金を回収するんでしょ。だから使用者は関係ないですよ、大企業だろうと何だろうと。

それからもう一つ、実際は住宅政策を円滑に運用するあるいは運営することが労働者を集めることに必要なんですよ。だからいままでは住宅政策をやつておつた、しかし住宅政策一本ではいかぬということ、こういうところに協力するやうになつてきているんでしょ。それはそれでいいと思うんですよ。だから使用者のほうでも、こういうふうな政策を遂行することのために、労働者が考へようと思へば、家のほしい者に対してはもっと安い金利で貸しておるでしょう。資金を出しておるんですよ。ある場合においては無利息で出しておるんですよ。長期無利息で。安いものについては二分、三分で出しておる。何もあんな、そんな気がねすることないでしょう。おかしいじゃないか。だから使用者に気がねして金利をきめるなんて、そんなばかんなことないですよ。いま、しかし、労働者のほうでは具体的に金利をきめていない、いづれ検討いたします。その場合は、いまあなたが言われたような類似機関、たとえば住宅金融公庫、年金事業団等を参考にしたいと思つておるというのなら、それはそれでいいと思ふのです。その精神をほんとうに生かすつもりならば、何も使用者に——おかしいですよ。あるときは、これは労働者のためと言ひながら使用者に気がねして、遠慮した一つの法律になつておるじゃないかという考へ方が出てくるわけですよ。もう一べんはつきりしてください。

○政府委員(藤正勝君) 事務的に、制度の内容でございますので、ちょっと御説明を申し上げますと、この法律案の第九条に規定がございますように、雇用促進事業団は二つのルートを通じて融資をいたします。一つは「事業主又は事業主で組織された法人で政令で定めるもの」、二は「日本労働者住宅協会」と、こうなつておるわけでございます。しかも、一の場合は、その九条の二項にいきまして、いま先生御指摘のように、各企業で

はすでに相当な持ち家援助を行なつておりますので、そういった援助を引き出すという意味で、必ず何らかのそういう援助をする条件に融資をするというふうになつておるわけでございます。

そこで問題は、金利といひました場合に、雇用促進事業団が事業主あるいは日本労働者住宅協会に貸しますときの金利と、それから労働者がそういったところから分譲を受けます場合に割賦償還をしていきます場合の金利と二つあるわけでございますが、いまお答えいたしておりましたのは、雇用促進事業団から事業主あるいは勤住協に貸し付けをいたしましたときの金利でございます。それは先生御指摘のように、住宅金融公庫あるいは年金福祉事業団等々がこういった形の融資をすでにやつておりますから、その前例に従つて今後具体的にきめていきたい、局長がお答え申し上げたとおりでございます。なお、今度はそこから分譲を受けました労働者個人がどういふ条件で割賦償還をしていくかということが企業なり勤住協なりとの契約によつてきまるわけでございますが、雇用促進事業団からの融資条件ということが一つの前提になりますことは当然でございます。ただ、でき得べくんば、さらに低い金利で割賦償還ができればいい。特に事業主の場合には実績もございまして、何らかのそういった援助をプラスすることを条件にいたしまして、実質的にもっと低い金利で償還が可能になるように、その援助を引き出すということ、こういう融資条件になつておるわけでございます。

○佐野芳雄君 先ほどから言ひますように、いま部長も言われましたように、使用者のほうでは、住宅政策はある程度協力すること、援助することが自分のおける生産性の向上にプラスになるからやつておるわけなんです。しかも、その金利は五分も六分もつてはいませんよ。だから、一面においては、預金するものについては社内預金方式で高い金利をつける、家のほしいものについては、頭金必要ならば貸してやりましよう、ある

いは三分でよろしい、二分でよろしい、無利息でよろしいとやっているのだから、何もあなたの方のほうは、そんな気がねすることはないのです。だから問題は、私たちのほうでは、この法律ができたときに受ける労働者の立場からすれば、おれらは何ぼで貸してくれるのやというところなんです。それはILOの勧告でも明らかにしておる通りに、あらためてあなたの方が言うのやったら、たとえばこれが六分五厘になるので、使用者のほうはサービスをして五分五厘にしてやりなさいということになる、それは使用者に対してサービスの強要になるでしょう。ILO勧告の精神に違ひますよ。監督官庁としての労働省からすれば、むしろ労働者に直接サービスすべきであって、何で使用者に協力を求めなければならぬのか、そういう面において、そういう恩恵的な労働政策はここの際のけなきやならんでしょう。いまあなたの言うことは、恩恵的な労働政策を強要していますよ。使用者が自主的にサービスするならばけっこうです。しかし、恩恵的な作業をすることであろうことを前提にしているの言うことは間違っていますよ、あなた。答弁してください。

○政府委員(岡部實夫君) ちよつと私の答弁が少し足りなかったのかと存じますが、この金利につきましましては、ただいまの段階ではきめておりません。そこで、これをきめるにあたって、類似の機関の例がございまして、それを参考にしましてきめてまいりたい。そのときに、いま申しました五分五厘の低利のものもあり、それから、そうでないものも実はあるわけでございます、その各金融機関の場合に。そこで、この制度の運用に合わせて、その辺を十分検討をしてみたいと、こう言うっておるわけでございます。

○佐野芳雄君 住宅建設というのは、類似の機関ならば住宅金融公庫と年金事業団じゃないですか。だから、私は、それに右へならえということでは、いま答えを聞こうと思つてやしませんよ。しかし、局長が初めに言ったように、類似の機関というのとは何かと言つたら、住宅金融公庫もしくは

年金事業団だと、それじゃ五分五厘ですなど——それは別にいいですよ、よろしいわ。そういうふうな政府機関の行なつておる住宅建設については、今度事業団も可能な限りということをやして、積極的にその標準に合わせたい、努力いたしますというのならそれでよろしい。大臣答えてください、責任ある問題だから。

○政府委員(岡部實夫君) いま最後に先生おっしゃったように、そういう機関で現在やっておりますものを参考にしながら、十分実効のあがるようにつとめてまいりたい。

そこで、ただいまきつりいま申し上げられなかったのは、実は公的なファンドを積みまして、それから出すというのではございせん。積み上がった原資をもとにして事業団で金利を、いわゆる利子補給の出資をもとにしてやりますもので、それから、その辺の全体の計算がございまして、いまの御指摘のようなものを参考に、今後十分実効があがる方法を考へてまいりたい、こういうことを申し上げましたので、特別にただいまの先生最後の御指摘の点について反対の御答弁を申し上げておるわけではございせん。御了承願います。

○佐野芳雄君 私は、ですから、さいぜんから言つておりますように、労働省のほうでまだ詰めをしていないという点においては、五分五厘という表現を約束しますというのを言わぬでも——そこまでこまかく言いたくない。しかし、少なくとも局長が言つておる通りに、類似の政府機関、住宅金融公庫もしくは年金事業団ということをやした以上は、その融資の金利を一つの標準の努力目標にすることは、これは当然のことじゃないですか。大臣、どうですか。

それから、いま言われたことで、これはたいへんなことになる、私はうっかりして聞いておったけれども、局長ね、あなたの言うた、たとえば勤住協の場合六分五厘も七分も金利を取られるならば、私はお断りしますという意見が出てくると思う。だって、住宅金融公庫の融資を受けて五分

五厘でやつてゐるんだから。ところが、年金事業団も最近五分五厘になつてゐるはずだ。そういう五分五厘の金利で返済していく条件があるときに何で——今度は自分に責任が出てくるのですよ、預金をするという責任が、義務が。住宅金融公庫あるいは年金事業団、これは返済の条件さえ合つたら五分五厘で貸してくれるのですよ。今度は預金の義務がつくのですよ。預金の義務を負わされておつて、そして高い金利で返済しなければならぬ。だから、少なくともおっしゃるような今後いろいろ詰めてされる場合に、多少の問題があるかも知れぬでしょう。五分五厘とは言いませんけれども、少なくとも住宅金融公庫なり年金事業団なりから、別に義務を持たなくても、返済の条件さえ合えば融資してもらへる、条件が合えばいい。それを預金の義務を持ちながら高い金利を払うということは、労働者が賛成しますか。

使用者のほうは、場合によつたら労働政策の形において、これだけ見てやつたぞという形がございすから、それはいいでしょうけれども、それじゃ恩恵的な労働政策を推進することになる。その点ひとつ大臣はつきりしてください。

○国務大臣(野原正勝君) 御指摘のありましたように、金利につきましては、できるだけ低廉にしたいと、御指摘のように行ないたいと考へております。

○佐野芳雄君 ある程度こまかしいけれども、低利なんかいんですよ、六分五厘も七分から見れば低利です、七分も八分から見れば低利です。そうすると、局長が言つたように、住宅建設のための類似機関、住宅金融公庫もやっております。じゃありませんか、年金事業団もやっております。よ。これらは預金の義務は何もないのですよ。返済の条件さえ整えば貸してくれるのですから。預金の義務を負つて高い金利を取るといふようなばかんなことはいいですよ。五分五厘とは言わぬけれども、その類似機関に対して恥づかしくないようにいたします、その点努力いたします、これくらいは言つてもらわなければ困る。

○政府委員(岡部實夫君) どうも私の答弁が十分でございせん、ご迷惑をおかけしましたが、いま御指摘のよう、類似の機関と十分調整をとつて、適正な金利できめていくための最善の努力をいたします。

○佐野芳雄君 調整といつても、よその機関でどうんどうな何年前からやつてゐるんです。調整する必要はないのですよ。問題は事業団のほうの構成をしてこれから運営していくあなたの方の問題ですよ、調整する必要はない。大臣どうですか。

○政府委員(岡部實夫君) 調整というのは、両方調整するという意味ではございせん、それを見ながら、私どもの資金源が国がほんと出す資金でございせんものですか、その辺をよく計算しながら、類似の機関の金利の状態も十分見ながら適正に定めてまいりたい、こういう趣旨でございます。

○佐野芳雄君 今度のこの法律がございすと、主として融資の事業団体になるのは、あなたの方の雇用促進事業団ですね。で、雇用促進事業団の今年度の、四十六年度の住宅に関する移転就職者用宿舎を見て百五十八億円出てゐるんですよ。それで、ばくはこの問題に關して、これはきょう十分な詳細な資料をもらおうと思つておつたのです、それは次の質問のために。それから質問をしようと思つたけれども、それをやると、きょう上がらなくなるから、その資料の調査の要求はいたしますが、それを見ながらということはやめまされども、はつきりしておきたいと思うのだけれども、この雇用促進事業団は——きょうこの資料をもらひました。「雇用促進事業団便覧」、そうすると、この発行以来、五万五千戸も建つてゐるんですね。これは労働省としてはいいことをやつてゐると思ふ。ILOの勧告にもこれは十分治つてゐると思ふのです。たとえば2DKの程度ですけれども、三千円か、四千円の家賃ですよ。これはILOの勧告が言つてゐるところの労働者のための住宅の提供の本旨だと思ふのです。労働省はそこまですぐいいことをやつてゐるんですよ。そ

れなら雇用促進事業団がもっと積極的に住宅政策を推進することを考えればいいんですよ、いつまでも離職者の問題だけにこだわらずに。そうでしょう。そうすればいま申し込んだ資金の問題も何も資金がない、資金がないというようにことで目先のないことを言わなくてもやれるはずなんです。

そこで、ついでですから資料の要求をしておきます。資料はあとで下さい。それを見てから質問というのはやめますか。

そこで、このことを検討してございまして私は気がついてきたのですけれども、発足当時からならずいぶんになりますから、せめて四十六年度を最後にして四、五年の間の雇用促進事業団の——特に全体でもらったいいと思いますが、予算額とその事業計画——事業を遂行してきているんですから、それが一つです。それを出してもらいたいと思います。

それから、その中で特にこまかくほしいのは、移転就職者の宿舎第一種、これの四十二、三年ぐらいいから四、五年ぐらいいの間、各年ごとの建設状況、地区並びに戸数、それからその年度において建てた宿舎の広さ、それからその家賃、それをひとつ各年ごとに——えらいすみませんが、それかわりこの質問とは関係ありませんから、あとでゆつくりもらったらいと思ひますが、しかしこれは来年では困るので、半月か一月の間にほしいと思います。

それからこれは非常にむずかしいと思ひますが、それをしていなければ労働省として私は怠慢だと思ひますが、一定の期限が来てその宿舎から出ていきますね、出ていかざるを得ないのだから。そうして出ていった者が次に入った、政府の宿舎から出て次のところに転出していった場合の広さ、家賃を教えてください。これは知らぬと言ひかもわからぬけれども、それは怠慢ですよ。せっかく炭鉱なり、あつちこちから人を呼んできて宿舎を提供して仕事をあつせんした、そこまではいいとします。出て行った者は関係ないのだとい

うことじゃこれは困るので、これはある程度調べていると思うから、だからAならAという人が福岡なら福岡の炭鉱をやめて就職をあっせんしてもらった、宿舎に入れてもらった、そこで二DKなら二DKで三千五百円であつたが、一年か二年たつて出されたから出て行った、そして次の変わったところの広さと家賃が一体何ぼか。これはわかるはずですから、だからそれを出してもらいたい。これはILOの勧告の言っている問題点にからむわけです。それが一つ。

それからあわせて、最近就職があつせん、就職の定着性が問題ですから、そういうふうにしてせつなく遠いところから都市に出て来た、仕事につかしてもらつた、けれども住宅があつたからしんぼうしておつたけれども、とてもじゃないけれども、四千元や五千元の家賃だつたからいまだはおつたけれども、一万円や一万五千元取られたんじやとめしを食ふ、残業ばかりしてなくちゃならぬというふうなことで、おそらく定着をしないで、逃げていくと言ひと悪いけれども、転転とする傾向があるのかないのか。これは将来の転職者の就職指導の上にも大きな影響を持ちますから、この際ついでですからひとつその資料をこころ、三年のやつを出してもらいたいと思ひます。よろしうございしますか。

いつごろまでにその資料をもらえますか。
○政府委員(住業作君) 事業団の予算額、事業計画、さらに宿舎の建設状況、この資料はきわめて短期間に調製いたしましたので提出できるかと思ひますが、先生第二番目におつしやいました宿舎から出て行った方々の転出先の住宅の広さとか家賃の関係、さらに第三点の転職者の実態、この点につきまして、実は既存の資料があるかどうか現在ところ確信が持てませんので、既存の資料があればすぐ出せると思ひますが、ないとするならば調査もしなければならぬことになるかと思ひますが、この点につきましては、整えますことは整えるつもりでございしますが、直ちに出来るかどうか、ただいまちよつと即答しかねますので、

御了解いただきたいと思ひます。

○佐野芳雄君 私は、労働省がいまやつぱり一番力を入れておられるのは就職であつせん、そのあつせんした者の定着性の問題だと思ひます。そうすると、わざわざ年間百億なり百五十億の金を使うて宿舎を提供して、宿舎を出て行ったことが一つの発端になつて家賃が高くなつた、収入に見合わない、ILOの勧告に反して見合わぬ、これじゃ残業ばかりしなければいけぬ、それじゃやめてどこかに行きましょつかというふうなことになるおそれがないのかどうか、それを心配しているわけですから、当然あなたのはうとしては資料がないと言ひやろうと思ひつておつたけれども、それじゃ私は困ると思ひます。だからあるべき資料を出してください。なければ、これは今後大問題だから、具体的に検討してもらわぬか困ると思ひます。

それから、いま言つた住宅問題についての資料は、ある面困難がわからぬけれども、少なくとも就職状況の定着性の問題、これは調べがついてはいます。それはひとつ出してください。この委員会の質問と関係ないが、出してもらえますか、よろしいか。

○政府委員(住業作君) できるだけ資料を整えて提出させていただきますと思ひます。

○佐野芳雄君 それから、もう一ぺんこの際大臣に明確なお答えを伺つておきたいと思ひますが、先ほどの金利の問題について、五分五厘は消します。けれども、しかし少なくとも住宅金融公庫、年金事業団が現在行なつておられるような金利の体系については、労働省は全面的な協力をしたいと思ひ、努力をしたいと思ひということ、それはよろしいか。

○国務大臣(野原正勝君) その方針で進みたいと、こう考えます。

○佐野芳雄君 そこで私は、これを取つておいたわけじゃないけれども、労働省内部の問題はいいのですか。ということとは、雇用促進事業団が現在行なつておられるそれぞれの融資事業に對

する融資の金利は、おおむね六分五厘から七分なんでしょう。私が心配しておるのはそれなんだ。局長は類似の住宅建設の事業機関ということで、私は住宅金融公庫、年金事業団をさしておつたのだけれども、あなたのほうは、これは別に、持ち家制度のものではないけれども、いろいろな施設に対する融資をやつておられるわけですか。これは事業者が中心ですからね、それは関係ございせんというなら言うてもいいと思ひますが、その点の混乱調整はたいへんなこと、ある意味でできないかもしれないけれども、それはよろしいな、いまのお答えで。

○政府委員(岡部實夫君) 雇用促進事業団の場合は持ち家分譲、持ち家を対象とするものではございせん。したがうして、直接それと対比するものではございせん。いま大臣のお答え申し上げた線で十分検討したいと思ひます。

○佐野芳雄君 それじゃ、その点重ねて、私は、このことがあととつてかかってきやせぬかと思ひますが、いまおつしやるように、これは住宅じやございせんから、これはそれとは一応関係ない、こころ理解してよろしいな、大臣よろしいな。

○政府委員(岡部實夫君) けつこうでございします。

○佐野芳雄君 それでは、もうだいたい時間もおそいようですからこれ以上——だいたいありますけれども、きょうはやめます。

○委員長(林虎雄君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。——別に御意見もなければ討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

勤労者財産形成促進法案の問題に供します。

〔賛成者挙手〕

○委員長(林虎雄君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○小柳勇君 私は、ただいま可決されました法律案に対し附帯決議案を提出いたします。案文を朗読いたします。

勤労者財産形成促進法案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について、特段の配慮をすべきである。

一、労働条件の向上、社会保障、公共住宅等社会資本の整備充実、物価対策の確立が勤労者の財産形成の基礎的条件をなすことにかんがみ、これらの施策の充実を図ること。

一、勤労者の持家建設の推進にあたり、適切な宅地の供給及び合理的な地価の形成等の土地対策の確立がその前提となることに留意し、これらの施策についても拡充を図ること。

一、本法による勤労者財産形成制度全般については、その実績の推移に即し、今後さらに積極的な改善に努めること。

一、勤労者財産形成政策基本方針を速かに策定し、勤労者財産形成のための有効適切な施策を樹立すること。

一、勤労者財産形成貯蓄契約の締結にあたり取扱金融機関等の選択については、勤労者の意思に反することのないよう配慮すること。

一、雇用促進事業団が行なう勤労者分譲住宅の建設資金の貸付けについては、その条件をつとめて長期低利なものとするともに、中小企業における勤労者の持家建設に資するようその運用において特段の配慮を加えること。なお、貸付対象について、住宅生活協同組合その他の団体をも対象に加えることを今後さらに検討すること。

一、雇用促進事業団の資金の調達については、勤労者財産形成貯蓄契約を締結した金融機関等に対し、必要な協力が得られるよう行政指導を行なうこと。

一、雇用促進事業団による持家融資の実績の推移に即し、出資の増額について今後とも努力すること。

一、勤労者財産形成貯蓄及びこれを原資とする融資の運用にあたっては、勤労者財産形成審議会を通じ勤労者の意向を十分に反映させること。

一、公務員等に対する持家分譲については、共済組合等が現に行なっている住宅貸付けと明確に区分して行なうこと。

一、社内預金の管理については、今後さらに適正化に努めること。

以上でございます。

○委員長(林虎雄君) ただいま小柳勇君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

小柳君提出の附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(林虎雄君) 全会一致と認めます。よって、小柳君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、国務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。野原労働大臣。

○国務大臣(野原正勝君) ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたしまして、これが実現に努力いたしたいと存じます。

○委員長(林虎雄君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶるあり〕

○委員長(林虎雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十一分散会

四月二十三日予備審査のため、本委員会に左の案

件を付託された。

一、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法案

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 中高年齢者に対する特別措置(第四条—第十一条)

第三章 中高年齢失業者等に対する特別措置(第十二条—第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、中高年齢者等に係る雇用及び失業の状況にかんがみ、これらの者がその能力に適合した職業につくことを促進するための特別の措置を講ずることにより、その職業の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中高年齢者」とは、労働省令で定める年齢以上の者をいう。

3 この法律において「特定地域」とは、中高年齢者である失業者が就職することが著しく困難である地域として労働大臣が指定する地域をいう。

第四条 労働大臣は、中高年齢者の能力に適合した職業、中高年齢者の労働能力の開発方法その他中高年齢者の雇用の促進に関し必要な事項について、調査、研究及び資料の整備に努めるものとする。

(求人者等に対する指導及び援助)

第五条 公共職業安定所は、中高年齢者にその能力に適合する職業を紹介するため必要があるときは、求人者に対して、年齢その他の求人の条件について指導するものとする。

2 公共職業安定所は、中高年齢者を雇用し、又は雇用しようとする者に対して、雇入れ、配置、作業の設備又は環境等中高年齢者の雇用に関する技術的事項について、必要な助言その他の援助を行なうことができる。

(職業紹介等を行なう施設の整備等)

第六条 国は、中高年齢者に対する職業紹介等を効果的に行なうために必要な施設の整備に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体等が、中高年齢者に対し職業に関する相談に応ずる業務を行なう施設を設置する等中高年齢者の雇用を促進するための措置を講ずる場合には、必要な援助を行なうことができる。

(雇用手の設定等)

第七条 労働大臣は、政令で定めるところにより、雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第二十条の規定により中高年齢者について選定した職種に並び、中高年齢者の雇用率を設定することができる。

2 常時労働者を使用する事業所の事業主は、前項の規定により雇用率が設定された職種の労働者の雇入れについては、常時使用する当該職種の中高年齢者である労働者の数が、常時使用する当該職種の労働者の総数に、当該職種の中高年齢者の雇用率を乗じて得た数(一人未満の端数は、切り捨てる)以上であるように努めなければならない。

(求人者の申込みの受理に関する特例)

第八条 公共職業安定所は、常時使用する前条第一項の規定により雇用率が設定された職種の中、高年齢者である労働者の数が同条第二項の規定により算定した数未満である事業所の事業主が、中高年齢者でないことを条件とする当該職種に係る求人申込みをした場合には、これを受理しないことができる。

（雇入れの要請）

第九条 労働大臣は、中高年齢者の雇用を促進するため特に必要があると認める場合には、常時百人以上の労働者を使用する事業所であつて、常時使用する第七條第一項の規定により雇用率が設定された職種の中、高年齢者である労働者の数が同条第二項の規定により算定した数未満であり、かつ、その数を増加するに著しい困難を伴わないと認められるものの事業主に対して、当該職種の中高年齢者である労働者の数が同項の規定により算定した数以上となるようにするために必要な措置をとることを要請することができる。

（事業主に対する給付金等）

第十条 国及び都道府県は、中高年齢者（労働省令で定める範囲の年齢の者に限る。）が第七條第一項の規定により雇用率が設定された職種の労働者として雇用されることを促進するための作業環境に適應させる訓練を行なう事業主に対しては、雇用対策法の規定に基づき支給する当該訓練に係る給付金の額について特別の配慮を加えるものとする。

第十一条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第十九條第三項第一号の業務を行なうにあつては、事業主が中高年齢者を第七條第一項の規定により雇用率が設定された職種の労働者として雇入れれることを促進するため、貸付けの実施基準等について特別の配慮を加えるものとする。

第三章 中高年齢失業者等に対する特別措置
（中高年齢失業者等求職手帳の発給）

第十二条 公共職業安定所長は、中高年齢失業者等であつて、次の各号に該当するものに対して、その者の申請に基づき、中高年齢失業者等求職手帳（以下「手帳」という。）を発給する。

- 一 公共職業安定所に求職の申込みをしていること。
- 二 誠実かつ熱心に就職活動を行なう意欲を有すると認められること。
- 三 第十五條第一項各号に掲げる措置を受ける必要があると認められること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、生活の状況その他の事項について労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める要件に該当すること。

（手帳の有効期間）
第十三条 手帳は、労働省令で定める期間、その効力を有する。

- 2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者であつて、前項の手帳の有効期間を経過してもなお就職が困難であり、引き続き第十五條第一項各号に掲げる措置を実施する必要があると認められるものについて、その手帳の有効期間を労働省令で定める期間延長することができる。
- 3 前二項の労働省令で定める期間を定めるにあつては、特定地域に居住する者について特別の配慮をすることができる。

（手帳の失効）
第十四条 手帳は、公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その効力を失う。

- 一 新たに安定した職業についたとき。
 - 二 第十二條各号に掲げる要件のいずれかを欠くに至つたとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、労働大臣が中央職業安定審議会の意見をきいて定める要件に該当するとき。
- 2 前項の場合においては、公共職業安定所長は、その旨を当該手帳の発給を受けた者に通知するものとする。

（計画の作成）
第十五条 労働大臣は、手帳の発給を受けた者の就職を容易にするため、次の各号に掲げる措置が効果的に関連して実施されるための計画を作成するものとする。

- 一 職業指導及び職業紹介
- 二 公共職業訓練施設の行なう職業訓練
- 三 国又は地方公共団体が実施する訓練（前号に掲げるものを除く。）であつて、失業者に作業環境に適應することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行なわれるもの（国又は地方公共団体の委託を受けたものが行なうものを含む。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、労働省令で定めるもの。

2 労働大臣は、前項の計画を作成しようとする場合には、中央職業安定審議会の意見をきかなければならない。

（公共職業安定所長の指示）
第十六条 公共職業安定所長は、手帳を発給するときは、手帳の発給を受ける者に対して、その者の知識、技能、職業経験その他の事情に應じ、当該手帳の有効期間中前条第一項の計画に準拠した同項各号に掲げる措置（以下「就職促進の措置」という。）の全部又は一部を受けることを指示するものとする。

- 2 公共職業安定所長は、手帳の発給を受けた者について当該手帳の有効期間を延長するときは、あらためて、その延長された有効期間中就職促進の措置の全部又は一部を受けることを指示するものとする。
- 3 公共職業安定所長は、前二項の指示を受けた者の就職促進の措置の効果が高めるために必要であると認めたときは、その者に対する指示を変更することができる。

（関係機関等の責務）
第十七条 職業安定機関、地方公共団体及び雇用促進事業団は、前条第一項又は第二項の指示を受けた者の就職促進の措置の円滑な実施を図るため、相互に密接に連絡し、及び協力するよう努めなければならない。

2 前条第一項又は第二項の指示を受けた者は、その就職促進の措置の実施にあたる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、すみやかに職業につくよう努めなければならない。

（手当の支給）
第十八条 国及び都道府県は、第十六條第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、手帳の有効期間中、雇用対策法の規定に基づき、手当を支給することができる。

（就職促進指導官）
第十九条 就職促進の措置としての職業指導は、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第九條の二第一項の就職促進指導官に行なわせるものとする。

（報告の請求）
第二十条 公共職業安定所長は、第十六條第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対し、その就職活動の状況について報告を求めることができる。

（特定地域における措置）
第二十一条 労働大臣は、特定地域に居住する中高年齢失業者等について、職業紹介、職業訓練等の実施、雇用の機会の増大を図るための措置その他これらの者の雇用を促進するため必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

第二十二条 労働大臣は、特定地域における中高年齢失業者等の就職の状況等からみて必要があると認めるときは、当該特定地域において計画実施される公共事業（国自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業をいう。以下同じ。）について、その事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの中高年齢失業者

者等の数との比率（以下「失業者吸収率」という。）を定めることができる。

2 失業者吸収率の定められている公共事業を計画実施する国又は地方公共団体等（これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。以下「公共事業の事業主体等」という。）は、公共職業安定所の紹介により、つねに失業者吸収率に該当する数の中高年齢失業者等を雇い入れていなければならない。

3 公共事業の事業主体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の中高年齢失業者等を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる。

（労働省令への委任）
第二十三条 この章に定めるもののほか、手帳の発給、手帳の返納その他手帳に関し必要な事項、第十六条第一項又は第二項の指示の系統に関し必要な事項及び公共事業への中高年齢失業者等の吸収に関し必要な事項は、労働省令で定める。

附 則

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和四十六年十月一日から施行する。ただし、附則第五条中労働者設置法（昭和二十四年法律第六十一号）第十三条第一項の表中央職業安定審議会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

（緊急失業対策法の効力）
第二条 緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）は、この法律の施行の際現に失業者であつて、この法律の施行の日前二箇月に十日以上失業対策事業に使用されたもの及び労働省令で定めるこれに準ずる失業者についてのみ、当分の間、その効力を有するものとする。この場合において、夏季又は年末に臨時に支払われる賃金は、緊急失業対策法第十条の二（同法第十

一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、支払わないものとする。

（職業安定法の一部改正）

第三条 職業安定法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の二 中高年齢失業者等に対する就職促進の措置」及び「第三章の二 中高年齢者の雇用」を削る。

第九条の次に次の一条を加える。

第九条の二 公共職業安定所に就職促進指導官を置く。

就職促進指導官は、専門的知識に基づいて、主として、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第 号）第十六条第一項又は第二項の指示を受けた者に対し、職業指導を行なうものとする。

前二項に定めるもののほか、就職促進指導官に関し必要な事項は、労働大臣が定める。

「第二章の二 中高年齢失業者等に対する就職促進の措置」を削り、第二十六条から第三十一条までを次のように改める。

第二十六条から第三十一条まで 削除

第三章の二を削る。

第四十八条第二項を削る。

（職業安定法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に改正前の職業安定法第二十七条第一項の指示を受けている者であつて、第十二条の規定に該当するものについては、この法律の施行の日に、同条の申請があつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に改正前の職業安定法第二十七条第一項の指示を受けている者の当該指示に係る同法第二章の二に規定する措置については、なお従前の例による。ただし、これらの者が第十二条の規定により手帳の発給を受けた後においては、この限りでない。

（労働者設置法の一部改正）

第五条 労働者設置法の一部を次のように改正する。

第四条中第三十八号の四を第三十八号の五とし、第三十八号の三を第三十八号の四とし、第三十八号の二を第三十八号の三とし、第三十八号の次に次の一号を加える。

三十八の二 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第 号）に基づいて、中高年齢失業者等の就職促進の措置に関する計画を定めること。

第十条第一項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 中高年齢失業者等の就職促進の措置に関する計画の作成に関すること。

第十条第一項第八号中「及び勤労青少年福祉法（第八号から第十号までの規定に限る。）」を「勤労青少年福祉法（第八号から第十号までの規定に限る。）及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（職業訓練に関する部分を除く。）」に改め、同条第二項中「及び炭鉱離職者臨時措置法」を「炭鉱離職者臨時措置法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（第二十二号の規定に限る。）」に改める。

第十三条第一項の表中央職業安定審議会の項中「及び港湾労働法」を「港湾労働法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」に改める。

第十八条第一項中「及び勤労青少年福祉法」を「勤労青少年福祉法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（これに基づく命令を含む。）」に改める。

（駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正）

第六条 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の四「第三十条第一項」を「第九条の二第二項」に改める。

（炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）

第七条 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第三十条第一項」を「第九条の二第二項」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第八条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二十号の三の次に次の一号を加える。

二十の四 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第 号）

（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働者の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第九条 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働者の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条のうち社会保険労務士法別表第一の改正規定中「別表第一中」の下に「第二十号の四を第二十号の五とし、」を加える。

四月二十三日日本委員会に左の案件を付託された。
一、医療事務管理士法の制定に関する請願（第二八四九号）（第二八五五号）（第二八五七号）（第二八五八号）（第二八六〇号）（第二八六七号）（第二八六八号）（第二八八二号）（第二八九二号）（第二八九三号）（第二九〇〇号）（第二九一四号）
一、療術の開業制度復活に関する請願（第二八五〇号）（第二八八〇号）（第二八八六号）（第二八九七号）
一、中高年齢者等雇用促進特別措置法案に関する請願（第二八五三三）
一、失業対策事業制度の存続と改善に関する請願（第二八六一号）
一、栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願（第二八六二号）

一、労働災害以外によるせき髄損傷者に関する請願(第一八七二号)

一、労働者災害補償保険法によるせき髄損傷者に関する請願(第一八七三号)

一、戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金の給付に関する請願(第一八八三号)

一、清掃事業の直営化、水酸化による業務縮小並びに転廃業に対する補償救済に関する請願(第一八九四号)(第一八九五号)(第一八九八号)(第一九〇一号)(第一九〇二号)(第一九〇三号)(第一九〇四号)(第一九〇八号)

一、ベトナム戦争患者救済等に関する請願(第一八九九号)

第二八四九号 昭和四十六年四月九日受理
医療事務管理士法の制定に関する請願(十通)
請願者 東京都江戸川区長島町三八 越

紹介議員 鹿島 俊雄君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八五五号 昭和四十六年四月九日受理
医療事務管理士法の制定に関する請願
請願者 千葉県東葛飾郡沼南町高柳一、七
六三ノ四 小森谷英夫外二十名

紹介議員 木島 義夫君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八五七号 昭和四十六年四月十日受理
医療事務管理士法の制定に関する請願(十通)
請願者 東京都北区赤羽台二ノ四ノ二六ノ
四一七 川崎典子外九名

紹介議員 鹿島 俊雄君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八五八号 昭和四十六年四月十日受理
医療事務管理士法の制定に関する請願(五十通)
請願者 栃木県塩谷郡天家町草川四五ノ三

紹介議員 高久富恵外四十九名
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八六〇号 昭和四十六年四月十二日受理
医療事務管理士法の制定に関する請願(十通)
請願者 東京都文京区小日向二ノ三ノ二
〇 名嘉真芳子外九名

紹介議員 鹿島 俊雄君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八六七号 昭和四十六年四月十三日受理
医療事務管理士法の制定に関する請願(十通)
請願者 東京都練馬区関町二ノ一九一
平

紹介議員 鹿島 俊雄君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八六八号 昭和四十六年四月十三日受理
医療事務管理士法の制定に関する請願(十一通)
請願者 山口市大字宮野下平野二、一五五

紹介議員 伊藤世津子外十名
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八八二号 昭和四十六年四月十四日受理
医療事務管理士法の制定に関する請願(十通)
請願者 東京都大田区東六郷二ノ一五ノ二

紹介議員 川原年馬外九名
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八九二号 昭和四十六年四月十四日受理
医療事務管理士法の制定に関する請願
請願者 熊本県宇土市松原町一一七 後藤明
恵外三十四名

紹介議員 高田 浩連君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八九三号 昭和四十六年四月十四日受理
医療事務管理士法の制定に関する請願(十通)
請願者 山口県宇部市上宇部西猿田七八三ノ
一五 浜崎喜代外九名

紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二九〇〇号 昭和四十六年四月十五日受理
医療事務管理士法の制定に関する請願(十通)
請願者 東京都中野区本町二ノ四一ノ一六
増子美智子外九名

紹介議員 鹿島 俊雄君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二九一四号 昭和四十六年四月十五日受理
医療事務管理士法の制定に関する請願(十一通)
請願者 山口県豊浦郡豊浦町黒井郷 中村忠
男外十名

紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二八五〇号 昭和四十六年四月九日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 新潟市白山浦一ノ二五〇 石戸谷き
み江

紹介議員 塚田十一郎君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第二八八〇号 昭和四十六年四月十三日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 山形県上山市二町反田二八八ノ七
手川米子

紹介議員 白井 勇君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第二八八六号 昭和四十六年四月十四日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 佐賀県武雄市松原町三丁目 土井義
朗

紹介議員 杉原 荒太君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第二八九七号 昭和四十六年四月十四日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 山形県酒田市上本町三ノ五 茂木忠
明

紹介議員 伊藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第二八五三三号 昭和四十六年四月九日受理
中高年齢者等雇用促進特別措置法案に関する請願
(六十七通)
請願者 名古屋市港区木場町六愛木芳中村
合板労働組合内 百々勝幸外六十
六名

紹介議員 成瀬 幡治君
失業対策を真に充実させ、失対事業制度を国民の
ためにいっそう役立てるようにするため、中高年
齢者等雇用促進特別措置法案並びに失業対策事業
制度を左記のとおり改められたい。

中高年齢者等雇用促進特別措置法案について
一、「就職促進対策」(求職手帳制度)によつても
就職が困難な失業者は、今後引きつづいて失
対事業に就労できるようにすること。

二、失対事業を暫定的ないつでも廃止できるもの
にすることなく、雇用審議会答申にもあるとおり
り、これにかわる社会保障制度などが十分確立
しないかぎり継続実施するようにしつつきさせ
ること。

三、期末手当は、社会的な慣行であるので、雇用
審議会答申にもあるように、これを廃止しない
こと。

失業対策事業制度について

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

一、安定雇用につくふみ台としていつそう役立てるために、職業訓練・指導や就職支たぐ金制度などを充実させて、就労者が積極的に利用できるようにするとともに、失業者がここに滞留せずにもつと自由に流入・流出し、安定雇用へ流動できるようにすること。

二、失対事業が住民の生活環境改善や地域開発にいつそう役立つ事業となるように、事業計画を改善し、機材費や労働条件を一般にあわせて引き上げ、就労規律を改善し、事業の効果をたかめること。

三、高齢者の仕事と生活を保障する現実的な施策として、六十才以上を対象に設けられている高齢失業者等就労事業の制度を活用し、高齢者にふさわしい内容で住民のために役立つ仕事をいつそう開拓し、運営の思いきつた改善を図ること。

理由

「中高年齢者等雇用促進特別措置法案」は、現在設けられている就職促進対策の名称をかえる程度のわずかな手直しとひきかえに、附則で緊急失業対策法を事実上「改正」し、失対事業制度の廃止をすすめることが中心の内容となつてゐる。しかし「労働力不足」が言われるのは新規卒卒者など若年層だけのことで、中高年齢者の再就職は依然として大きな困難をかかえてゐる。とくに最近の経済情勢の悪化の中で、パートや臨時、日雇い、季節工の首切りがひろがるなど、深刻さをましている。とりわけ中高年齢者の就職難はひどく、職安統計でも五十六才以上では求人一に対して求職者が六人も殺到し、就職できたのは十八人に一人という実情である。老齢年金が日雇いなどの底辺労働者には七十才から月二千円の福祉年金しかないように貧弱な社会保障制度の現状からして、雇用と生活の安定を図る失業対策の充実がますます重要性を増しており、失対事業制度はこれを廃止するどころか、改善していつそう活用する必要にせまられてゐる。

第二八六一号 昭和四十六年四月十二日受理

失業対策事業制度の存続と改善に関する請願

請願者 京都府舞鶴市余部下八三七 竹田 誠一 外四百十名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一三六六号と同じである。

第二八六二号 昭和四十六年四月十二日受理

栄養士・管理栄養士の必置義務等に関する請願

請願者 茨城県猿島郡若井町三一、七一五 倉持和典 外六百二十四名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第一六五号と同じである。

第二八七二号 昭和四十六年四月十三日受理

労働災害以外によるせき腫瘍傷者に関する請願

請願者 岩手県花巻市志戸平岩手労災病院 内全国骨髄損傷患者療友会岩手支部 部内 長根新一郎 岩動 道行君

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第五七号と同じである。

第二八七三号 昭和四十六年四月十三日受理

労働者災害補償保険法によるせき腫瘍傷者に関する請願

請願者 岩手県花巻市志戸平岩手労災病院 内全国骨髄損傷患者療友会岩手支部 部内 長根新一郎 岩動 道行君

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第五八号と同じである。

第二八八三号 昭和四十六年四月十四日受理

戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金の給付に関する請願

請願者 京都市北区小山中溝町一六 酒井 忠邦 外七名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第二八四一号と同じである。

第二八九四号 昭和四十六年四月十四日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 福岡市神屋町三ノ一〇福岡県清掃 業連合会内 奥村健蔵 外百十七名

紹介議員 奥村 亨弘君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第二八九五号 昭和四十六年四月十四日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 福岡市神屋町三ノ一〇福岡県清掃 業連合会内 上岡亀弘 外三十六名

紹介議員 柳田桃太郎君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第二八九八号 昭和四十六年四月十四日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 福岡市神屋町三ノ一〇福岡県清掃 業連合会内 黒木利徳 外三十一名

紹介議員 米田 正文君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第二九〇一号 昭和四十六年四月十五日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 福岡市泉字道下一五福岡県清掃組 合連合会内 占部恵 外三十四名

紹介議員 石原幹市郎君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第二九〇二号 昭和四十六年四月十五日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 東京都千代田区神田神保町一ノ五

五第三東海株式会社代表取締役 宇田川雅士 外百八十五名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第二九〇三号 昭和四十六年四月十五日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 鹿児島県姶良郡福山町福山二、六 二八 小河原敏夫 外百八十七名

紹介議員 川上 為治君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第二九〇四号 昭和四十六年四月十五日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 大分市舞鶴町一ノ一ノ一六社団法人 大分県清掃連合会内 谷川真津 二外二十五名

紹介議員 村上 春蔵君 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第二九〇八号 昭和四十六年四月十五日受理

清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに転廃業に対する補償救済に関する請願

請願者 名古屋市中区栄四ノ三ノ二六愛知 県衛生事業協同組合内 近藤紀之 外十一名

紹介議員 八木 一郎君

この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第二八九九号 昭和四十六年四月十四日受理

ベリチェット病患者救済等に関する請願

請願者 千葉市黒砂台一ノ二二ノ一四 小林龍男

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一六号と同じである。

四月三十日本委員会に左の案件を付託された。

一、医療事務管理士法の制定に関する請願(第二九一五号)(第二九二七号)(第二九二八号)(第二九三九号)(第二九四八号)(第二九五五号)(第二九六二号)(第二九六九号)

一、療術の開業制度復活に関する請願(第二九二二号)(第二九二四号)(第二九四〇号)(第二九四二号)(第二九四七号)(第二九五六号)(第二九六八号)(第二九七四号)

一、清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに転廃業に対する補償救済に関する請願(第二九二五号)

一、戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金の給付に関する請願(第二九二九号)(第二九四一号)

一、健康保険法一部改正案反対並びに医療保障確立に関する請願(第二九七〇号)

第二九一五号 昭和四十六年四月十六日受理
医療事務管理士法の制定に関する請願(十通)
請願者 東京都品川区中延三ノ九ノ三池田方
番場豊外九名
紹介議員 鹿島 俊雄君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二九二七号 昭和四十六年四月十六日受理
医療事務管理士法の制定に関する請願(十通)
請願者 山口県下関市綾羅木本町四二 式守
隆輔外九名
紹介議員 吉武 恵市君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二九二八号 昭和四十六年四月十七日受理
医療事務管理士法の制定に関する請願(十通)
請願者 東京都板橋区大原町一一 椎名昭十
三外九名
紹介議員 鹿島 俊雄君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二九三九号 昭和四十六年四月十九日受理
医療事務管理士法の制定に関する請願(十通)
請願者 東京都世田谷区新町三ノ一ノ一 佐
藤昌子外九名
紹介議員 鹿島 俊雄君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二九四八号 昭和四十六年四月二十日受理
医療事務管理士法の制定に関する請願(十通)
請願者 東京都豊島区長崎一ノ一八ノ八 柴
田洋治郎外九名
紹介議員 鹿島 俊雄君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二九五五号 昭和四十六年四月二十日受理
医療事務管理士法の制定に関する請願
請願者 徳島県板野郡土成町水田 中野文子
外五名
紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二九六二号 昭和四十六年四月二十一日受理
医療事務管理士法の制定に関する請願(十通)
請願者 東京都杉並区高円寺南三ノ一三ノ二
曾我伸子外九名
紹介議員 鹿島 俊雄君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二九六九号 昭和四十六年四月二十二日受理
医療事務管理士法の制定に関する請願(十通)
請願者 東京都北区西ヶ原一ノ二四ノ八別府
宏一郎方 伊藤ひよ外九名
紹介議員 鹿島 俊雄君
この請願の趣旨は、第三九一号と同じである。

第二九七三号 昭和四十六年四月十六日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 佐賀県西松浦郡有田町五区 森尾
秀一
紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第二九二四号 昭和四十六年四月十六日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 香川県高松市松福町一ノ一二ノ二
五 国方惣太郎
紹介議員 玉置 猛夫君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第二九四〇号 昭和四十六年四月十九日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 宮崎県延岡市出北町一ノ一、二九
三 近藤品吉
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第二九四二号 昭和四十六年四月十九日受理
療術の開業制度復活に関する請願(二通)
請願者 宮崎県西諸県郡野尻町東麓二、五
〇五ノ一 大畑栄吉外一名
紹介議員 温水 三郎君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第二九四七号 昭和四十六年四月十九日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市松原一ノ六ノ一〇
森俊彦
紹介議員 植竹 春彦君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第二九五六号 昭和四十六年四月二十日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 兵庫県明石市材木町二一ノ九 中
西康彰

第二九六八号 昭和四十六年四月二十一日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 熊本県米町一四ノ一四 高橋直士
紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第二九七四号 昭和四十六年四月二十二日受理
療術の開業制度復活に関する請願
請願者 山形市香澄町二ノ八ノ二五 斎藤
利雄
紹介議員 伊藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一〇一五号と同じである。

第二九二五号 昭和四十六年四月十六日受理
清掃事業の直営化、水洗化による業務縮小並びに
転廃業に対する補償救済に関する請願
請願者 島根県松江市西川津町字表島島根
県清掃業者協議会内 米山連三郎
外百十九名
紹介議員 山本 利壽君
この請願の趣旨は、第五〇号と同じである。

第二九二九号 昭和四十六年四月十七日受理
戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金の給付に関す
る請願
請願者 北海道札幌市文京町三一 大野謹
之助
紹介議員 井川 伊平君
この請願の趣旨は、第二八四一号と同じである。

第二九四一号 昭和四十六年四月十九日受理
戦争犯罪裁判関係者に対する見舞金の給付に関す
る請願
請願者 福岡県久留米市野中町三七〇久留
米市郷友会内 牛島慶二外二十六

名

紹介議員 御木 亨弘君

この請願の趣旨は、第二八四一号と同じである。

第二九七〇号 昭和四十六年四月二十二日受理

健康保険法一部改正案反対並びに医療保障確立に
関する請願

請願者 大阪市東淀川区西三国町一ノ一七

三 朝井富子外千名

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一五五一号と同じである。

第十一号中正誤

改正行誤

一 二から〇 変動

三 一 六にこれは

七 二 五なる得る

異動

これは

なり得る

正

昭和四十六年五月十五日印刷

昭和四十六年五月十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局